

# **館山市・南房総市定住自立圏 共生ビジョン**

**令和４年度～令和８年度**

**令和４年９月策定**

**令和７年３月改訂**

**千葉県館山市・南房総市**

# 目 次

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| <b>1. 定住自立圏共生ビジョンについて</b>     | <b>1</b>  |
| （１）定住自立圏構想の概要                 | 1         |
| （２）これまでの取組                    | 1         |
| （３）定住自立圏の名称                   | 2         |
| （４）圏域を形成する市町村の名称              | 2         |
| （５）共生ビジョンの目的                  | 2         |
| （６）共生ビジョンの計画期間                | 2         |
| <b>2. 圏域の概況</b>               | <b>3</b>  |
| （１）圏域の概況                      | 3         |
| （２）圏域の課題                      | 9         |
| （３）圏域の結びつき                    | 10        |
| <b>3. 圏域の将来像</b>              | <b>12</b> |
| （１）圏域の将来像 ～ともに創る開かれたまち～       | 12        |
| （２）圏域の将来展望人口（将来推計人口）          | 13        |
| <b>4. 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組</b> | <b>14</b> |
| （１）体系図                        | 14        |
| （２）具体的な取組                     | 15        |
| 1 生活機能の強化に係る政策分野              | 15        |
| 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野       | 26        |
| 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野        | 31        |
| <b>5. 共生ビジョンの進捗管理等について</b>    | <b>35</b> |
| <b>6. 資料編</b>                 | <b>36</b> |
| （１）館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョンの策定経過   | 37        |
| （２）館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱 | 38        |
| （３）館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿 | 39        |
| （４）中心市宣言書                     | 40        |
| （５）館山市・南房総市定住自立圏形成協定書         | 55        |
| （６）定住自立圏構想推進要綱                | 62        |

# 1. 定住自立圏共生ビジョンについて

## (1) 定住自立圏構想の概要

我が国の総人口は、平成20（2008）年以降、一貫して減少しています。今後は、三大都市圏でも人口減少が予測されており、特に地方においては、生産年齢人口の大幅な減少と急速な少子・高齢化が見込まれています。

このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

定住自立圏構想は、市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

## (2) これまでの取組

|                            |                                          |
|----------------------------|------------------------------------------|
| 令和元年9月27日                  | 館山市が定住自立圏構想における「中心市宣言」を行う。               |
| 令和2年7月3日                   | 館山市と南房総市が定住自立圏形成協定を締結。                   |
| 令和3年10月8日                  | 令和3年度第1回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催。       |
| 令和4年5月18日                  | 令和4年度第1回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催。       |
| 令和4年6月6日から<br>令和4年7月8日まで   | 共生ビジョン（原案）に係るパブリックコメントを実施。               |
| 令和4年8月22日から<br>令和4年8月31日まで | 令和4年度第2回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催。【書面開催】 |
| 令和4年9月26日                  | 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン策定                    |
| 令和5年10月5日                  | 令和5年度第1回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催。       |
| 令和6年8月21日                  | 令和6年度第1回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催。       |

**(3) 定住自立圏の名称**

館山市・南房総市定住自立圏

**(4) 圏域を形成する市町村の名称**

館山市、南房総市

**(5) 共生ビジョンの目的**

本ビジョンは、本圏域が定住のために必要な生活機能を確保するとともに、自立のための地域基盤を育み、地域の活性化を図るために必要な具体的取組を示すものです。

**(6) 共生ビジョンの計画期間**

令和4年度から令和8年度までの5年間とし、毎年度、所要の見直しを行います。

## 2. 圏域の概況

### (1) 圏域の概況

千葉県南端に位置する本圏域は、館山市と南房総市で構成され、西は東京湾、東は太平洋に面し、海岸線は南房総国定公園に指定されています。内陸部には緑豊かな田園や照葉樹林の丘陵が広がっており、年間平均気温は16℃以上と、冬でも花が咲き誇る温暖な気候に恵まれた自然豊かな地域です。半島性という地理的特性を有しながら、東京湾アクアラインと東関東自動車道館山線の全線開通により、東京都心からのアクセスは飛躍的に向上しました。

#### <館山市>



##### ●市の紋章

カタカナの「タ」と「テ」が漢字の「山」を囲む図柄となっています。(昭和14年12月設定)

●人口 45,153人(総務省「国勢調査」2020)

●世帯数 20,272世帯(総務省「国勢調査」2020)

●面積 110.05km<sup>2</sup>(国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」2022)

##### ●市の紹介

温暖な気候に恵まれ、1月にはポピーやストック、菜の花が咲き誇る「花のまち」です。34.3kmの変化に富んだ海岸線には、別名「鏡ヶ浦」とも呼ばれる館山湾越しに臨む富士山や夕日の絶景、美しい砂浜が広がる平砂浦海岸など、数多くの景勝地が存在し、また、サンゴやウミホタルの生息域として貴重な海洋生物資源を有しています。さらに、スキューバダイビングをはじめとしたマリンスポーツや夏の海水浴の適地としても知られています。「館山夕日栈橋(館山湾多目的観光栈橋)」や交流拠点「“渚の駅”たてやま」の完成により、海の玄関口としての整備も進んでいます。

#### <南房総市>



##### ●市章

7つの地域を広がりのある花びら7枚にたとえて、南房総の暖かい春のイメージを図案化したものです。

南房総市の夢と希望が自然と共存し発展する姿を表しています。(平成18年3月施行)

●人口 35,831人(総務省「国勢調査」2020)

●世帯数 14,720世帯(総務省「国勢調査」2020)

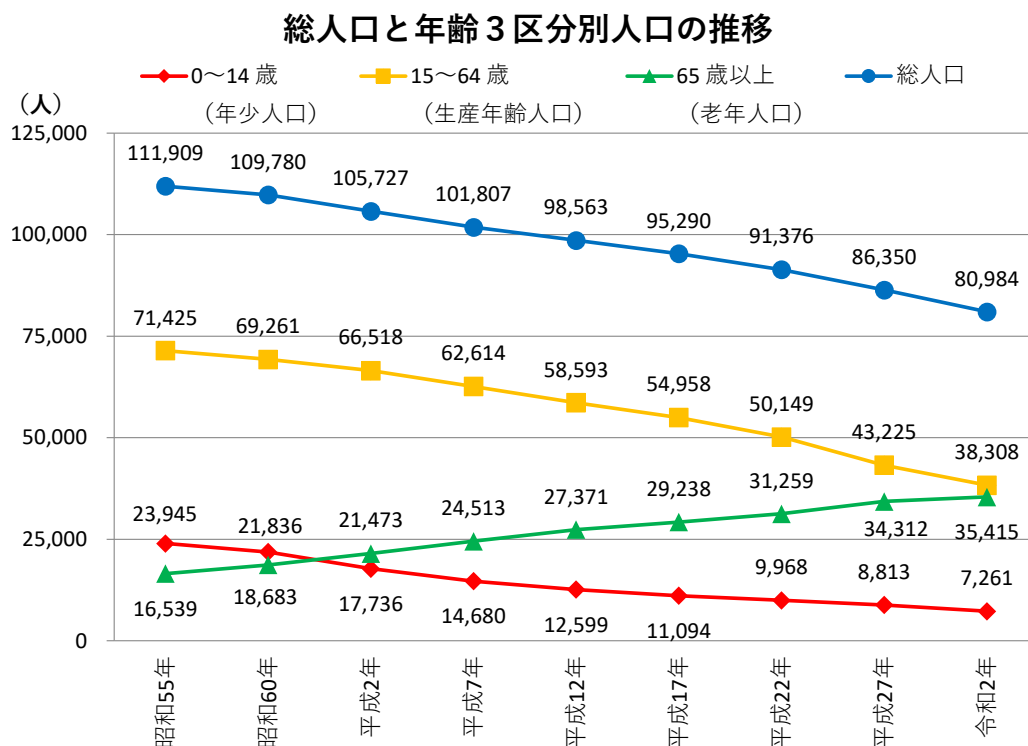
●面積 229.55km<sup>2</sup>(国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」2022)

## ●市の紹介

平成18年3月20日に安房郡富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町の6町1村が、その区域をもって合併しました。市域の北側には県下最高峰の愛宕山（408m）をはじめ、富山（349m）、伊予ヶ岳（336m）などの緑濃い山々が連なり、他の三方は東京湾と雄大な太平洋に面した自然の恵み豊かな地域です。暖流の影響により冬は暖かく夏は涼しい海洋性の温暖な気候で、一部無霜地域を有しています。四季折々に咲き乱れる花々などの豊かな自然資源と、古代から近代に至る遺跡や社寺などの歴史的資源を有しています。

## ◆人口の推移

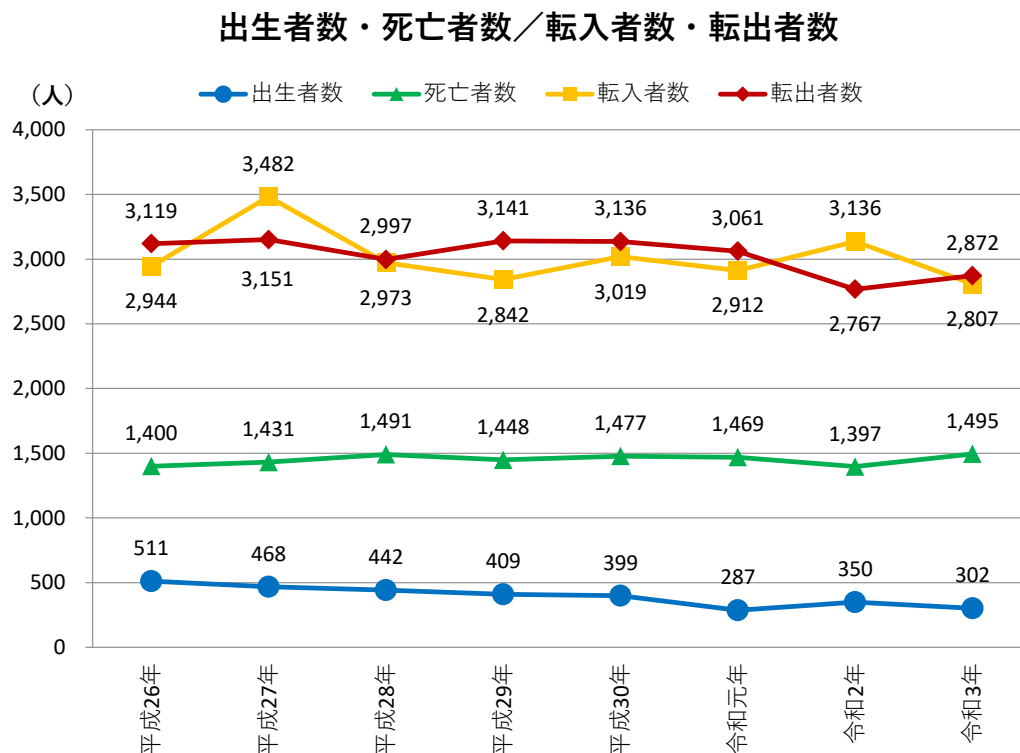
圏域の総人口は昭和55年の111,909人から一貫して減少しており、令和2年には80,984人となっています。年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。



出典：総務省「国勢調査」

### ◆人口動態（出生者数・死亡者数／転入者数・転出者数）

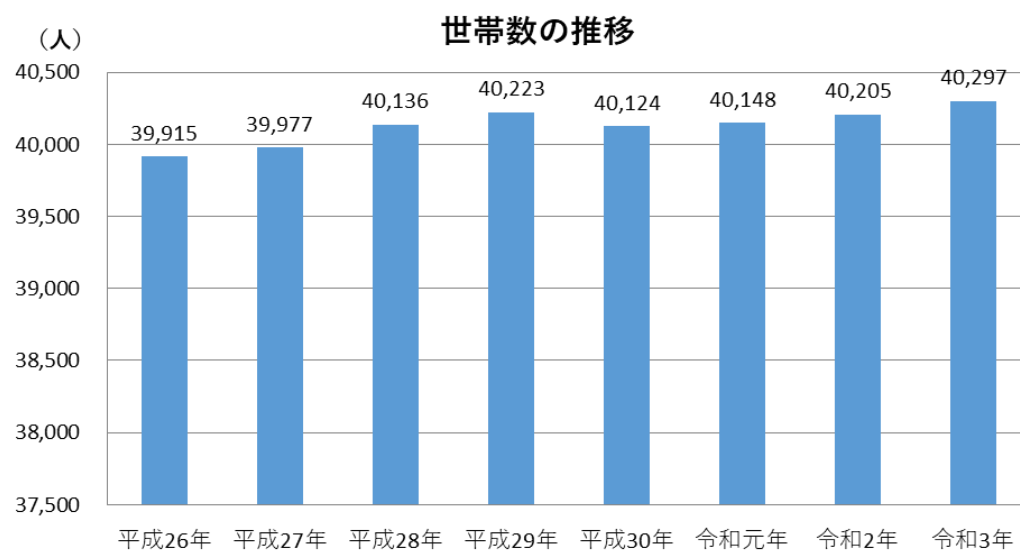
死亡者数はほぼ横ばい、出生者数は減少傾向にあり、自然減の状態が続いています。社会増減は年によって変動がありますが、転出者数が転入者数を若干上回る年が多くなっています。



出典：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

### ◆世帯数の推移

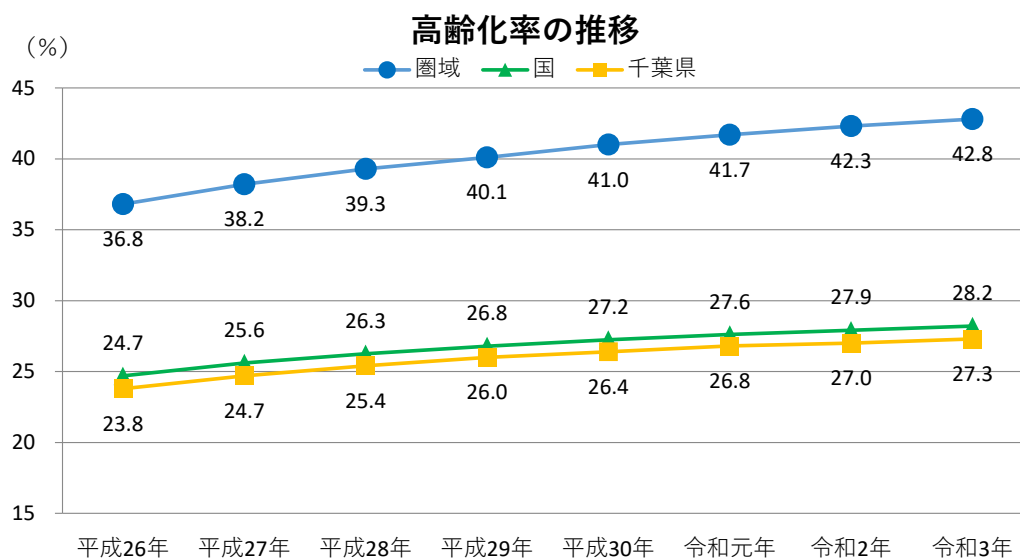
世帯数は、平成29年まで増加傾向にあり、平成30年と令和元年で減少したものの、令和2年以降は再度増加しています。



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口調査（住民基本台帳人口ベース）

## ◆高齢化率の推移

国や千葉県と比べると、圏域の高齢化率は1.5倍程高く、上昇のペースも速くなっています。

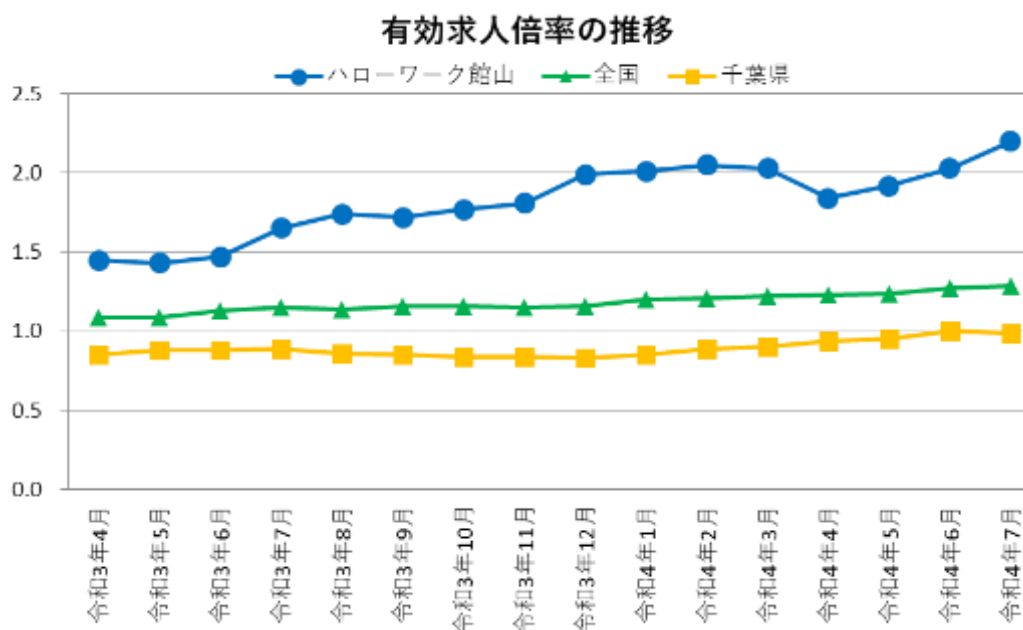


出典：「千葉県年齢別・町丁字別人口」

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

## ◆有効求人倍率の推移

直近1年間の有効求人倍率の推移をみると、ハローワーク館山管内では、国や県を上回る水準となっており、千葉県下では最も高くなっています。

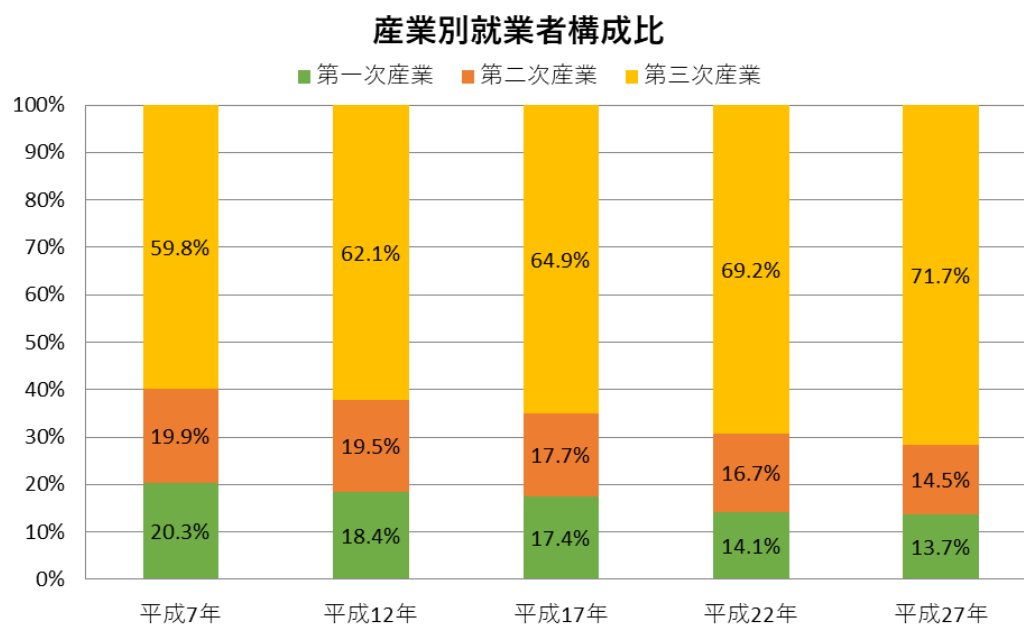


出典：厚生労働省千葉労働局「最近の雇用失業情勢」定例記者発表資料

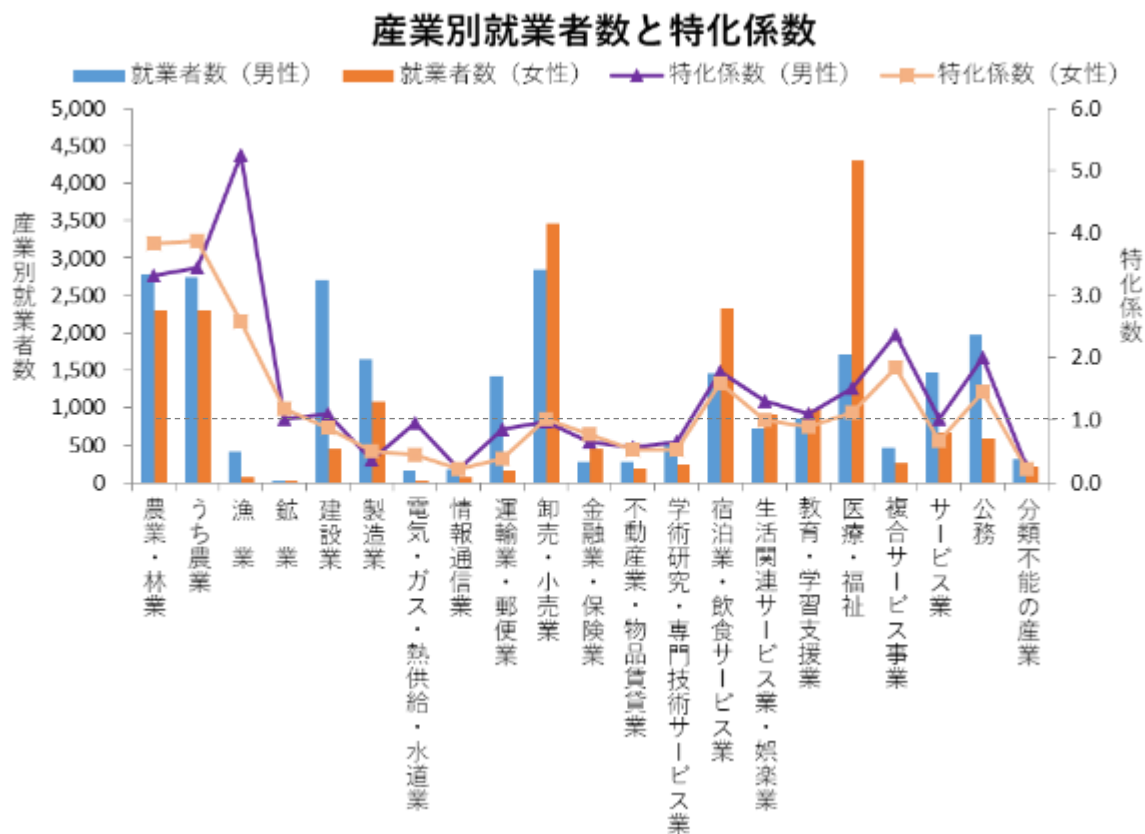
※ハローワーク館山管轄区域：館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町

## ◆産業関連データの推移

平成7年に約6割だった第三次産業の割合が一貫して増加しており、平成27年には約7割となっています。



出典：総務省「国勢調査」2015



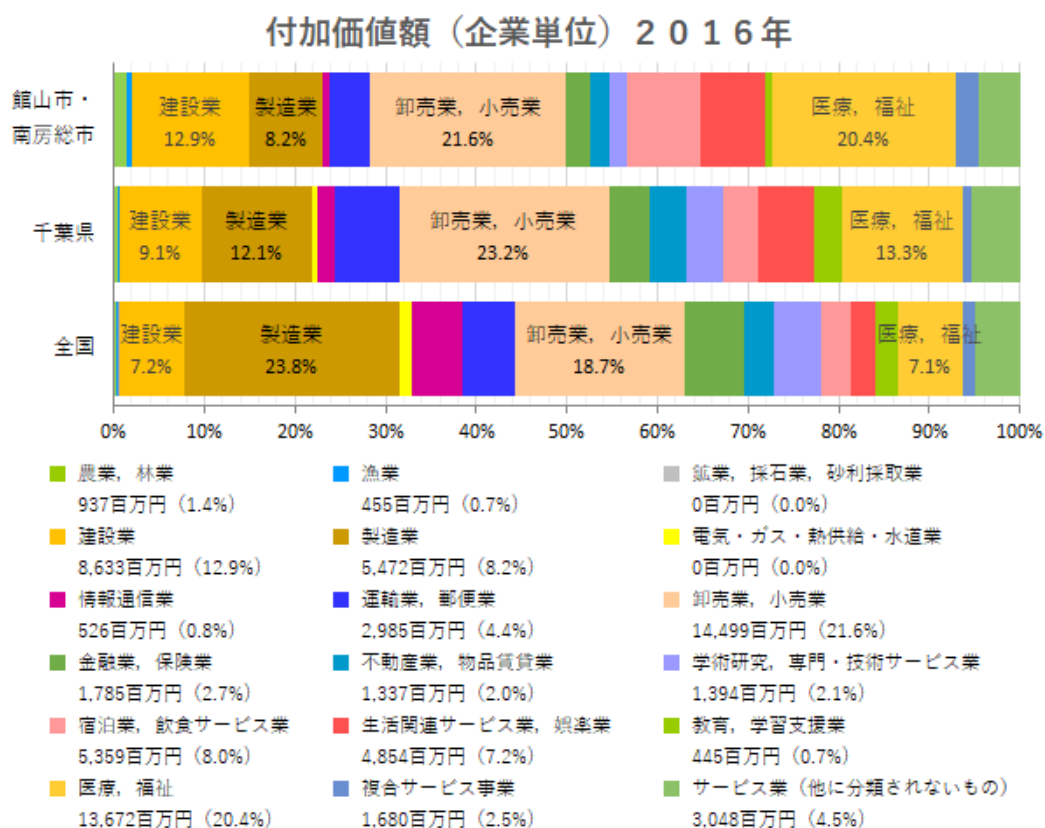
出典：総務省「国勢調査」2015

就業者数が多い産業は、男性では「農業・林業」、「建設業」、「卸売・小売業」、女性では「医療・福祉」、「卸売・小売業」、「農業・林業」となっています。

特化係数※が高い産業は、男性では「漁業」、「農業・林業」、「複合サービス事業」、女性では「農業・林業」、「複合サービス事業」、「宿泊業・飲食サービス業」となっています。

※特化係数：各産業の付加価値額が全産業の付加価値額に占める割合について、国を1とした時の係数。特化係数が大きいものほど特徴的な産業であることを意味する。

全国や千葉県と比べると、圏域では「建設業」、「医療・福祉」、「宿泊業・飲食サービス業」の付加価値額の割合が高くなっています。一方、「製造業」の割合は低くなっています。



出典：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」、RESAS による再編加工

## (2) 圏域の課題

本圏域は東京の中心部から100km圏と、東京都心に近い立地条件にありながら、温暖な気候と輝く海、緑豊かな自然に囲まれ、恵まれた環境のもと、次世代に引き継ぐべき大切な歴史や伝統・文化を育んできた「住み良い」地域です。しかし、近年では人口減少と少子高齢化の進行、若年層の流出など日本全体が抱える構造的な人口問題により、自治体そのものの持続性・継続性が危ぶまれています。

これらのことを踏まえ、子どもが生き生きと育つ環境づくりに努めながら、若年層の定住・移住を促していくために、課題を次のとおり整理します。

### ① 本圏域で子どもが生き生きと育つ環境をつくる

令和2年(2020年)国勢調査によれば、圏域の15歳未満人口は、7,261人となっており、平成27年(2015年)の8,813人から5年間で約1,500人減少し、少子化がさらに進行しています。安心して子どもを産み、育てられる環境づくり、子どもがのびのびと、生き生きと育つ環境づくりをより加速する必要があります。

### ② 本圏域で働ける、経済が元気な環境をつくる

本圏域の産業は、東京からのアクセスの良さを活かした観光業や恵まれた気候・風土の下で培われてきた農水産業、地域の拠点性の高さを利用した商工業が中心となっています。本圏域のように、豊かな自然と多様な資源に恵まれた地域への関心が高まれば、健康・観光など、さまざまなビジネスチャンスも生まれるものと思われます。企業のみならず、起業家などの人材誘致に努めつつ、本圏域の強みを活かした産業と雇用の場づくりに努めていく必要があります。

### ③ 本圏域に住み続ける人・移り住む人・関わる人を増やす

暖かい気候と人柄を兼ね備える本圏域は、子育てに適した地域です。これは、特に東京など都市に暮らす人々にとっても魅力となりえます。あらゆる機会を捉え、積極的に本圏域の住みやすさについての情報発信に努めるとともに、住民・事業者などと連携して本圏域への移住を支援していく必要があります。

また、本圏域に居住しなくとも、週末を本圏域で過ごす、観光で訪れる、仕事で縁ができたなど、さまざまな形で本圏域と関係を築く人を増やしていくことも重要です。

### (3) 圏域の結びつき

館山市と南房総市では、行政区域を超えるさまざまな住民ニーズに対応するため、連携し調整を図りながら共同による行政事務処理を実施しています。

| 制度             | 名称                      | 主な共同処理事務の内容                                                                                                                                                                                          | 構成自治体                     |
|----------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 一部事務組合<br>※1   | 安房郡市広域市町村圏事務組合          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬場に関すること</li> <li>・消防に関すること</li> <li>・市町村等職員共同研修に関すること</li> <li>・市町村等職員採用試験に関すること</li> <li>・地域救急医療対策に関すること</li> <li>・安房地域の水道事業に係る統合協議会の事務局に関すること</li> </ul> | 館山市<br>鴨川市<br>南房総市<br>鋸南町 |
| 機関等の共同設置<br>※2 | 障害者自立支援協議会              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法に基づく協議会を安房3市1町で共同開催。</li> <li>・地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。</li> </ul>                              | 館山市<br>鴨川市<br>南房総市<br>鋸南町 |
| その他            | 安房郡市保健連絡会               | ・保健・予防・健診に関すること                                                                                                                                                                                      | 館山市<br>鴨川市<br>南房総市<br>鋸南町 |
|                | 「新型コロナワクチン接種」の集団接種の予約受付 | ・「新型コロナワクチン接種」の集団接種の予約受付に関すること                                                                                                                                                                       | 館山市<br>鴨川市<br>南房総市<br>鋸南町 |
|                | 安房地域包括ケア連絡会             | ・地域包括ケアシステム構築に向けた体制及びネットワークづくりに関すること                                                                                                                                                                 | 館山市<br>鴨川市<br>南房総市<br>鋸南町 |

|  |                                                  |                                                                                                                                                             |                                          |
|--|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
|  | 房州うちわ振興協議会                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・房州うちわの需要開拓事業</li> <li>・伝統的工芸品出展事業</li> <li>・児童・生徒に対する伝統的工芸品教育事業</li> <li>・後継者育成事業</li> </ul>                        | 館山市<br>南房総市                              |
|  | 南房総観光連盟                                          | ・観光推進、振興に関する<br>こと                                                                                                                                          | 館山市<br>鴨川市<br>南房総市<br>鋸南町                |
|  | 宿泊・滞在型観光推進<br>協議会                                | ・観光推進に関すること                                                                                                                                                 | 館山市<br>鴨川市<br>南房総市<br>鋸南町<br>富津市         |
|  | 南房総・館山地域公共<br>交通活性化協議会                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・網形成計画の策定及び変更<br/>の協議に関すること</li> <li>・網形成計画の実施に係る必<br/>要な協議に関すること</li> <li>・網形成計画に位置づけられ<br/>た事業の実施に関すること</li> </ul> | 館山市<br>南房総市                              |
|  | 東関東自動車道館山<br>線・一般国道 127 号富<br>津館山道路建設促進期<br>成同盟会 | ・道路整備促進に係る要望活<br>動の実施                                                                                                                                       | 木更津市<br>君津市<br>富津市<br>館山市<br>南房総市<br>鋸南町 |
|  | 高規格道路「館山・鴨<br>川道路」整備促進期成<br>同盟会                  | ・道路整備促進に係る要望活<br>動の実施                                                                                                                                       | 館山市<br>鴨川市<br>南房総市<br>鋸南町                |
|  | 2 級河川滝川改修促進<br>協議会                               | ・2 級河川滝川改修促進に係<br>る要望活動の実施                                                                                                                                  | 館山市<br>南房総市                              |

※1：一部事務組合：2以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するため  
に協議により規約を定めて設置する事務の共同処理機構。

※2：機関等の共同設置（地方自治法 252 条の 7）：協議により規約を定め、執行機関と  
して委員会若しくは委員、執行機関の附属機関、執行機関の事務を補助する吏員、書  
記その他の職員及び専門委員を共同設置する。

※この他にも、多くの事務を連携して処理しています。

### 3. 圏域の将来像

---

#### (1) 圏域の将来像 ～ともに創る開かれたまち～

我が国では少子高齢化の急速な進行や、産業・経済のグローバル化・デジタル化など、これまで経験したことのない大きな転換期を迎えています。

地方においても人口減少の加速や地域経済の低迷など、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しいものとなっており、効率的かつ効果的な行政システムの構築が求められています。

将来に向けて、複雑多様化する課題に対応しながら、本圏域が持続的に発展していくためには、単独自治体での事業展開に加え、圏域の2市それぞれが持つ都市機能や地域資源を有効に活用し合いながら、様々な課題に対して相互に連携し、圏域全体で生活に必要な機能を充実させ、確保することがこれまで以上に重要となっています。

医療・福祉サービスの充実、商業・観光の振興、教育文化及び健康・スポーツ活動などで2市が互いに協力・連携することにより、圏域への人の流れを促進し、地域資源を活かした魅力あふれる地域づくりを推進します。また、若者のアイデア・行動力を活かした地域活性化を通じ、若者の地元定着及びU I J ターンの促進を図ることで、地域を支える人材育成も推進します。

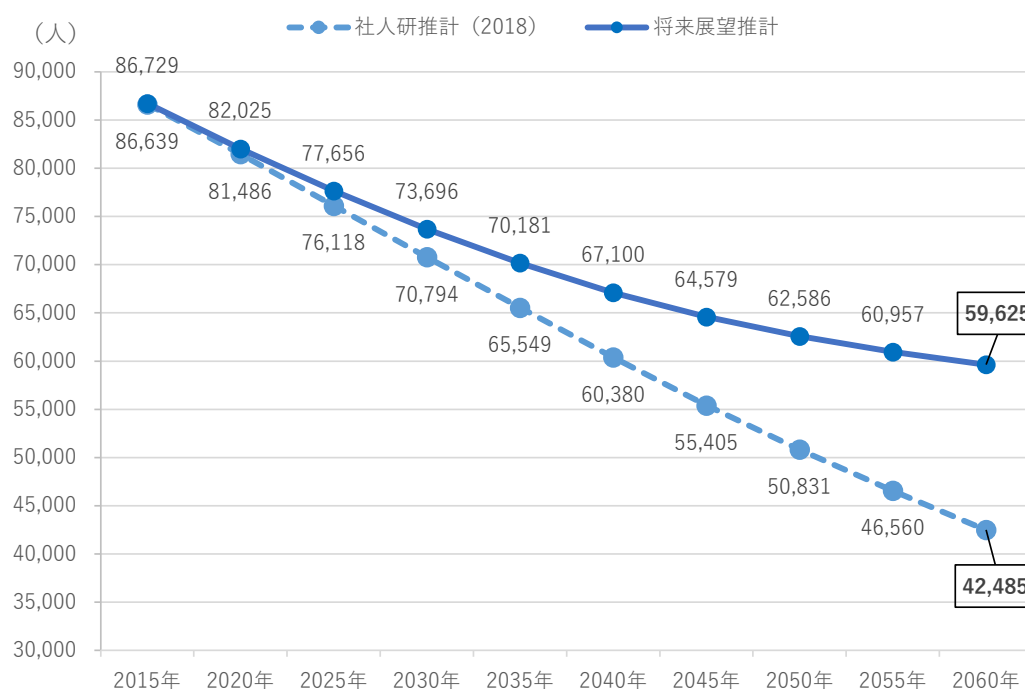
## （２）圏域の将来展望人口（将来推計人口）

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の将来推計人口によると、圏域の人口は一貫して減少し、２０６０年には４２，４８５人（館山市：２６，７１２人／南房総市：１５，７７３人）となると予測されています。

しかし、人口減少抑制の政策効果によって、将来展望人口は２０６０年に５９，６２５人（館山市：２９，３３７人／南房総市：３０，２８８人）となると見込んでいます。

なお、将来展望人口については、両市の人口ビジョンにおける数値を合計したものであり、互いの市からの転入人口を重複して計算していることに留意する必要があります。

将来推計人口



「第２期館山市人口ビジョン」および「南房総市人口ビジョン」を基に作成

## 4. 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組

### (1) 体系図

| 分野                      | 項目                       | 事業名                        |
|-------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 1 生活機能の強化に係る政策分野        |                          |                            |
| 医療                      | 地域医療の維持・充実               | ① 医療体制の維持及び医療人材の確保事業       |
| 福祉                      | 子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実    | ② 支援対象児童等見守り強化事業           |
|                         |                          | ③ 介護人材確保に向けた普及啓発事業         |
|                         |                          | ④ 地域密着型サービス等の適正化に関する共同処理事業 |
| 防災                      | 災害に強いまちづくりの推進            | ⑮ 災害発生時における被災者支援           |
| 産業振興                    | 農林水産業の振興                 | ⑤ 有害鳥獣被害防止技術向上事業           |
|                         | 商工業の振興                   | ⑥ 中小企業支援事業                 |
|                         | 観光の振興                    | ⑦ データに基づく戦略的観光プロモーション      |
| 環境                      | 自然環境の保全・循環型社会の構築         | ⑧ 地球温暖化防止対策事業              |
| 教育                      | 教育の振興                    | ⑨ 生涯学習活動振興連携事業             |
|                         |                          | ⑩ 社会体育施設連携事業               |
|                         |                          | ⑪ 学校の魅力向上推進事業              |
| 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 |                          |                            |
| 交通                      | 交通ネットワーク等の維持・整備          | ⑫ 南房総・館山地域公共交通活性化推進事業      |
| 移住・定住・交流                | 地域内外の住民との交流・移住定住の促進      | ⑬ 移住定住・就業促進事業              |
|                         |                          | ⑭ ふるさと納税共通返礼品の企画・開発とPR     |
| 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野  |                          |                            |
| 圏域マネジメント能力の強化           | 圏域の人材及び職員の育成並びに民間専門人材の活用 | ⑮ 職員の資質等向上事業               |
|                         |                          | ⑯ 外部専門人材活用事業               |
|                         | 圏域マネジメントの能力の強化に係る取組      | ⑰ 情報化推進（業務効率化）事業           |

## (2) 具体的な取組

### 1 生活機能の強化に係る政策分野

#### <現状と課題>

人口減少、超高齢化社会が加速する中では、子育て・医療・介護・福祉分野の充実は重要な課題です。安房地域の医療福祉体制は全国的にも恵まれており、地域の就業の場としても重要な位置づけとなっていますが、看護職や介護職などの担い手不足は深刻で、全国的な人材の奪い合いとなっており、人材確保に向けた支援の強化がより一層重要となっています。

商工業の活性化については、商工会議所や商工会等の関係団体との連携が重要であり、互いに協力して起業・創業の促進や雇用の創出等を図る取組が必要です。

また、本圏域は温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、新鮮な海産物や豊かな大地で育まれた多様な農産物、加えて、戦国大名里見氏ゆかりの史跡や寺社、首都東京防衛の歴史を物語る戦争遺跡、さらには、温泉や魅力のある海を活かしたスポーツ観光等に至るまで多種多様な観光資源、歴史文化遺産を有しています。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、観光客数・宿泊客数とも激減し、圏域内の観光産業は大きな打撃を受けましたが、今後は、感染症の世界的な動向を見据え、観光地としての安全性を確保しつつ、国内観光客・外国人観光客への積極的な情報発信を行い、関心を向けてもらう必要があります。

#### 重要業績評価指標（K P I）の一覧

| 指標名                    | 現状値     | 目標値     |
|------------------------|---------|---------|
| 事業を通じた起業者数<br>(中小企業支援) | —       | 25件     |
| 観光入込客数<br>(観光プロモーション)  | 4,391千人 | 7,490千人 |
| 宿泊客数<br>(観光プロモーション)    | 591千人   | 1,020千人 |

※重要業績評価指数（K P I）については、原則、以下のとおり記載しています。

現状値：令和2年度の実績値

目標値：令和8年度の目標値

## 医 療

### 地域医療の維持・充実

- 【取組の内容】 圏域の医療体制の維持・充実を図るため、救急医療事業等を支援する。また、看護師等の医療人材の育成・確保のための必要な取組を行う。
- 【館山市の役割】 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、地域医療体制の維持・充実に必要な事業及び支援を行う。
- 【南房総市の役割】 館山市と連携し、地域医療体制の維持・充実に必要な事業及び支援を行う。

| 事業名                         | ① 医療体制の維持及び医療人材の確保事業                                                                                   |       |       |       |       | 区分                                                                                    | 新規 |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 事業概要                        | 小児科医や看護師等の医療人材が不足する中、圏域内の医療体制の維持、充実を図るため、安房医師会と連携し、医療人材の育成・確保を進めるとともに、周産期及び小児科の医療体制など、地域医療の調査・研究に取り組む。 |       |       |       |       |                                                                                       |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | 圏域内の医療機関の機能強化が図られるとともに、圏域内で将来を担う子ども達が健康に暮らせる環境整備が図られる。                                                 |       |       |       |       |                                                                                       |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                                  | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |  |    |
|                             |                                                                                                        |       |       |       |       |                                                                                       |    |
|                             |                                                                                                        |       |       |       |       |                                                                                       |    |
| 役割分担の考え方                    | 館山市が中心となり、圏域内の医療体制の維持・充実に向けて必要な取組を実施し、南房総市はそのサポートを行う。                                                  |       |       |       |       |                                                                                       |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                                  | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 合計額                                                                                   |    |
|                             | 0                                                                                                      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                                                                                     |    |

## 福祉

### 子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実

【取組の内容】 官民連携により、保護者の子育てと就労の両立が図れる、子育てしやすい環境づくりを推進する。また、子どもの出生数の増に向けた取組を行う。

多様な障害者のニーズに対応した取組を行う。

高齢者福祉に必要な介護人材の確保や高齢者等の移動困難者支援などの取組を行う。

【館山市の役割】 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域内の子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実に必要な事業及び支援を行う。

【南房総市の役割】 館山市と連携し、圏域内の子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実に必要な事業及び支援を行う。

| 事業名                         | ② 支援対象児童等見守り強化事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 区分 | 新規 |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| 事業概要                        | <p>要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じて子供の見守りを行う。</p> <p>＜実施事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の状況把握</li> <li>・食事の提供（子ども食堂、配食サービス）</li> <li>・学習支援・生活面の助言指導 など</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                 |    |    |
| 期待される効果<br>（事業効果）<br>（事業目的） | <p>＜目的＞</p> <p>児童の見守り体制を強化することを通して迅速で柔軟な支援につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の養育状況の把握の機会を増やす</li> <li>・養育者の養育相談の機会を増やす</li> <li>・児童と養育者がともにかかわる状況を把握する機会を増やす</li> <li>・官民連携型の支援活動を充実させる</li> <li>・24時間対応できる相談体制を整備する</li> </ul> <p>＜効果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立又は孤立傾向にある児童の養育状況を対面で把握でき、また、継続的な支援活動につなげられる</li> <li>・教育相談センターで取扱っている児童支援と連携したケースワークが可能となる</li> <li>・虐待の早期認知、予防的支援が高められる</li> </ul> |    |    |

|          |                                          |        |        |        |        |        |
|----------|------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施スケジュール | R4 年度                                    | R5 年度  | R6 年度  | R7 年度  | R8 年度  |        |
|          |                                          |        |        |        |        |        |
|          |                                          |        |        |        |        |        |
| 役割分担の考え方 | 圏域内で同一の支援が享受できるよう、それぞれ同一条件で実施者（民間）へ委託する。 |        |        |        |        |        |
| 総事業費（千円） | R4 年度                                    | R5 年度  | R6 年度  | R7 年度  | R8 年度  | 合計額    |
|          | 10,169                                   | 16,295 | 18,866 | 19,446 | 19,446 | 84,222 |

|                             |                                                                                                                |       |       |       |       |                                                                                      |    |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 事業名                         | ③ 介護人材確保に向けた普及啓発事業                                                                                             |       |       |       |       | 区分                                                                                   | 新規 |
| 事業概要                        | 介護に関する入門的研修の合同開催<br>介護の仕事の魅力発信・普及啓発<br>・ 中学・高校等への出前講座の実施<br>・ 市役所や商業施設等での介護現場のパネル展示<br>・ 介護事業者主体の啓発事業への支援・連携活動 |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | 介護人材のすそ野の拡大、介護分野への多様な人材の参入促進                                                                                   |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                                          | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |  |    |
|                             |                                                                                                                |       |       |       |       |                                                                                      |    |
|                             |                                                                                                                |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 役割分担の考え方                    | 共同で企画し、事務処理・調整は館山市が主に担い、運用にあたっては館山市・南房総市役割分担の上、実施する。                                                           |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                                          | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 合計額                                                                                  |    |
|                             | 0                                                                                                              | 0     | 100   | 100   | 100   | 300                                                                                  |    |

|                             |                                                                          |       |       |       |       |                                                                                      |    |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 事業名                         | ④ 地域密着型サービス等の適正化に関する共同処理事業                                               |       |       |       |       | 区分                                                                                   | 新規 |
| 事業概要                        | 地域密着型サービスの相互利用に関する協定締結<br>事業所指導や給付適正化に関する共同研究・共同実施                       |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | 事務の効率化及び利用者・事業者の利便性向上                                                    |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                    | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |  |    |
|                             |                                                                          |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 役割分担の考え方                    | 共同で研究し、状況が整い次第協定締結・共同実施<br>事務処理・調整は館山市が主に担い、運用にあたっては館山市・南房総市役割分担の上、実施する。 |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                    | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 合計額                                                                                  |    |
|                             | 0                                                                        | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                                                                                    |    |

## 防 災

### 災害に強いまちづくりの推進

【取組の内容】 激甚化しつつある自然災害に対し、圏域市民等の被害を最小限にとどめる取組を行う。

【館山市の役割】 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、激甚化しつつある自然災害に対し必要な取組を行う。

【南房総市の役割】 館山市と連携し、激甚化しつつある自然災害に対し必要な取組を行う。

|                             |                                                                                              |       |       |                                                                                      |       |       |    |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|----|
| 事業名                         | ⑱ 災害発生時における被災者生活再建支援                                                                         |       |       |                                                                                      |       | 区分    | 新規 |
| 事業概要                        | 災害発生時において被災者支援を迅速かつ的確に実施するため、被災者支援システムを導入する千葉県と連携し、被災者支援システムを導入・運用するほか、被災者の生活再建支援を2市が連携して行う。 |       |       |                                                                                      |       |       |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | 災害発生時において被災者生活再建支援を迅速かつ的確に実施することができる。                                                        |       |       |                                                                                      |       |       |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                        | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度                                                                                | R8 年度 |       |    |
|                             |                                                                                              |       |       |  |       |       |    |
| 役割分担の考え方                    | 相互に協力し、共同で被災者支援にあたる。                                                                         |       |       |                                                                                      |       |       |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                        | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度                                                                                | R8 年度 | 合計額   |    |
|                             |                                                                                              |       |       | 2,000                                                                                | 2,010 | 4,010 |    |

## 産業振興

### 農林水産業の振興

【取組の内容】 圏域内の特色ある農林水産業の活性化に資する必要な取組を行う。

【館山市の役割】 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域における農林水産業振興に必要な事業及び支援を行う。

【南房総市の役割】 館山市と連携し、圏域における農林水産業振興に必要な事業及び支援を行う。

|                             |                                                                                                            |       |       |       |       |                                                                                      |    |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 事業名                         | ⑤ 有害鳥獣被害防止技術向上事業                                                                                           |       |       |       |       | 区分                                                                                   | 新規 |
| 事業概要                        | 農作物に大きな被害を及ぼし、両市において農業振興の障害となっている有害鳥獣の被害防止対策について、捕獲、防御及び環境整備の面で両市及び両市の有害鳥獣対策協議会で連携して講習会等を開催し、被害防止技術の向上を図る。 |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | ・ 被害防止対策の促進及び農業被害の減少<br>・ 両市における被害防止対策の情報共有                                                                |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                                      | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |  |    |
|                             |                                                                                                            |       |       |       |       |                                                                                      |    |
|                             |                                                                                                            |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 役割分担の考え方                    | 事業の企画、各関係機関との日程及び会場の調整等を共同で行う。                                                                             |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                                      | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 合計額                                                                                  |    |
|                             | 0                                                                                                          | 132   | 400   | 200   | 200   | 932                                                                                  |    |

## 産業振興

### 商工業の振興

- 【取組の内容】 圏域内の商工業の活性化を図るため、商工会議所、商工会等の関係団体との連携により、賑わいの創出、雇用促進、事業承継等のための取組を行う。
- 【館山市の役割】 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、起業・創業支援、雇用促進等、商工業の振興に必要な事業及び支援を行う。
- 【南房総市の役割】 館山市と連携し、起業・創業支援、雇用促進等、商工業の振興に必要な事業及び支援を行う。

| 事業名                         | ⑥ 中小企業支援事業                                                                                                           |       |         |        |        | 区分                                                                                    | 新規 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|--------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 事業概要                        | 市内中小企業、個人事業主を支援するため、新商品開発、販路拡大、起業支援等を一括してアドバイスできる総合窓口を開設する。<br>各関係機関の専門員や、地元の起業者等を相談員として招き、市内中小企業の課題や悩み等に対しアドバイスを行う。 |       |         |        |        |                                                                                       |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | 市内中小企業全般の支援を行うことができ、総合相談窓口として、市内中小企業経営者の拠り所となる。<br>商工会議所及び商工会の経営指導員が、一緒に相談内容を聞くことにより、経営指導員のレベルアップにも繋がる。              |       |         |        |        |                                                                                       |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                                                | R5 年度 | R6 年度   | R7 年度  | R8 年度  |  |    |
|                             |                                                                                                                      |       |         |        |        |                                                                                       |    |
|                             |                                                                                                                      |       |         |        |        |                                                                                       |    |
| 役割分担の考え方                    | 館山市：各関係機関との日程及び会場の調整<br>南房総市：会場の調整                                                                                   |       |         |        |        |                                                                                       |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                                                | R5 年度 | R6 年度   | R7 年度  | R8 年度  | 合計額                                                                                   |    |
|                             | 1, 200                                                                                                               | 0     | 22, 600 | 1, 200 | 1, 200 | 26, 200                                                                               |    |

## 産業振興

### 観光の振興

- 【取組の内容】 圏域内の自然・歴史・文化、産業等の地域資源を活かした広域観光を推進し、来訪者や交流人口を拡大するため、圏域の魅力の向上や圏域内外への情報発信等に必要な取組を行う。
- 【館山市の役割】 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、来訪者や交流人口の拡大のために必要な取組を行う。
- 【南房総市の役割】 館山市と連携し、来訪者や交流人口の拡大のために必要な取組を行う。

| 事業名                         | ⑦ データに基づく戦略的観光プロモーション                                                                                                                                                                                                  |         |         |         |        | 区分                                                                                    | 新規 |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 事業概要                        | 両市の観光協会が共同で実施する次の事業に補助金を交付する。<br>①研究・リサーチ、②情報発信、③ブランディング、④観光コンテンツ造成、⑤顧客管理等推進、⑥プロモーション、⑦イベントの実施（(例)道の駅を活用した「海」・「花」・「食」をテーマとする「食の祭典」）<br>＜実施スケジュール＞<br>①～⑥：毎年度（⑥について、初年度は温泉等の現段階で共有できるコンテンツ、次年度以降は①から⑤の結果により実施） ⑦：R6・7年度 |         |         |         |        |                                                                                       |    |
| 期待される効果<br>（事業効果）<br>（事業目的） | 従来は各市・各施設でデータを保有していたが、圏域全体のリサーチによるデータ収集を行い、観光客ニーズに応じた観光商品の開発及びイベント等を実施することで、ターゲットを絞った効果的な観光プロモーション戦略が図られる。また、顧客の確保により、リピーター数の向上が図られる。                                                                                  |         |         |         |        |                                                                                       |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                                                                                                                                                  | R5 年度   | R6 年度   | R7 年度   | R8 年度  |  |    |
|                             |                                                                                                                                                                                                                        |         |         |         |        |                                                                                       |    |
|                             |                                                                                                                                                                                                                        |         |         |         |        |                                                                                       |    |
| 役割分担の考え方                    | 各市観光協会の支援                                                                                                                                                                                                              |         |         |         |        |                                                                                       |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                                                                                                                                                  | R5 年度   | R6 年度   | R7 年度   | R8 年度  | 合計額                                                                                   |    |
|                             | 12, 426                                                                                                                                                                                                                | 17, 944 | 19, 950 | 12, 500 | 8, 500 | 71, 320                                                                               |    |

## 環 境

### 自然環境の保全・循環型社会の構築

【取組の内容】 圏域内の豊かな自然環境を守っていくため、環境保全、循環型社会の構築のための取組を行う。

【館山市の役割】 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域内の環境保全等に必要な事業及び支援を行う。

【南房総市の役割】 館山市と連携し、圏域内の環境保全等に必要な事業及び支援を行う。

| 事業名                         | ⑧ 地球温暖化防止対策事業                                                                                 |       |       |       |       | 区分    | 新規 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 事業概要                        | 脱炭素へ向けた取組を推進するため、ゼロカーボンシティ宣言を表明した両市で連携し普及啓発を行うほか、グリーンカーボンやブルーカーボンなど海や山に囲まれた両市の地域性を活かした取組を進める。 |       |       |       |       |       |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | 同じ経済圏にある両市において共通の情報発信を幅広く行うことにより、両市民に脱炭素への意識向上など効果的な普及啓発が図れる。                                 |       |       |       |       |       |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                         | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |       |    |
|                             |                                                                                               |       |       |       |       |       |    |
|                             |                                                                                               |       |       |       |       |       |    |
| 役割分担の考え方                    | 館山市が中心となり、南房総市と共に脱炭素社会の実現に向けた取組を実施する。                                                         |       |       |       |       |       |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                         | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 合計額   |    |
|                             | 0                                                                                             | 650   | 768   | 1,000 | 1,000 | 3,418 |    |

## 教育

### 教育の振興

【取組の内容】 圏域の児童生徒一人ひとりの成長を支え可能性を伸ばすために、児童生徒が学びやすい環境づくりを推進する。

児童生徒を取り巻く問題に対応する機関の充実を図るとともに、対応する教職員の資質能力の向上を図る。

圏域の歴史・文化・自然等について、一層の理解を深めるため、生涯学習活動の振興・連携を図るとともに、スポーツの振興に努める。

【館山市の役割】 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域の教育の振興に必要な事業及び支援を行う。

【南房総市の役割】 館山市と連携し、圏域の教育の振興に必要な事業及び支援を行う。

| 事業名                         | ⑨ 生涯学習活動振興連携事業                                                                                               |       |       |       |       | 区分                                                                                    | 新規 |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 事業概要                        | 国から史跡指定を受けた里見氏城跡・稲村城跡（館山市）・岡本城跡（南房総市）について両市で連携してポスターやHP等により情報発信を行う。<br>館山市図書館と南房総市図書館が連携し、各市で所有する資料の相互利用を行う。 |       |       |       |       |                                                                                       |    |
| 期待される効果<br>（事業効果）<br>（事業目的） | 史跡が持つ価値を住民に広く周知し、市民の財産である史跡として適切に保存することを目指す。<br>図書館資料の相互利用を行うことにより、住民の利便性や学習意欲の向上を図る。                        |       |       |       |       |                                                                                       |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                                        | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |  |    |
|                             |                                                                                                              |       |       |       |       |                                                                                       |    |
|                             |                                                                                                              |       |       |       |       |                                                                                       |    |
| 役割分担の考え方                    | ポスターを作成する場合は、両市で協議し、館山市が発注し、両市で掲示を行うほか、HPについては、両市が相互リンクをする。<br>両市で資料の相互予約や貸し出しを行う。                           |       |       |       |       |                                                                                       |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                                        | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 合計額                                                                                   |    |
|                             | 0                                                                                                            | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                                                                                     |    |

|                             |                                                                                    |       |       |       |       |     |    |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-----|----|
| 事業名                         | ⑩ 社会体育施設連携事業                                                                       |       |       |       |       | 区分  | 新規 |
| 事業概要                        | 2市の社会体育施設の相互利用を促進することにより、利用者の利便性向上及び施設利用の合理化を図る。                                   |       |       |       |       |     |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | 両市の施設共有により、施設（重複施設など）の合理化が図れる。<br>利用状況共有により、混雑時の平準化が図れる。                           |       |       |       |       |     |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                              | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |     |    |
|                             |                                                                                    |       |       |       |       |     |    |
|                             |  |       |       |       |       |     |    |
| 役割分担の考え方                    | 条例規則等に基づく施設運用及び施設利用状況等について情報共有を行い、今後の合同作業部会において、連携した場合の懸案などの洗い出しを行う。               |       |       |       |       |     |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                              | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 合計額 |    |
|                             | 0                                                                                  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0   |    |

| 事業名                         | ⑪ 学校の魅力向上推進事業                                                                                                                                            |       |       |       |       | 区分                                                                                    | 新規 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 事業概要                        | 圏域内に位置する学校との連携を強化し、「地域内外から選ばれる学校」になるための環境整備を働きかける。<br>・高校の学区を超えた受験を可能とする規制緩和を目指す。<br>・高校の入学者の確保に向け、遠方の志願者が入学後に滞在できる寮等の下宿先の確保を目指す。<br>・中高一貫校の設立の可能性を検討する。 |       |       |       |       |                                                                                       |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | ・圏域内の学校の定員が確保され、高校の存続につながる。<br>・圏域内の子ども達が地域外に出ることなく、地域の中で学べる環境が整う。                                                                                       |       |       |       |       |                                                                                       |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                                                                                    | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |  |    |
|                             |                                                                                                                                                          |       |       |       |       |                                                                                       |    |
|                             |                                                                                                                                                          |       |       |       |       |                                                                                       |    |
| 役割分担の考え方                    | 館山市が中心となって意見交換会等を実施し、南房総市はそのサポートを行う。                                                                                                                     |       |       |       |       |                                                                                       |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                                                                                    | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 合計額                                                                                   |    |
|                             | 0                                                                                                                                                        | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                                                                                     |    |

## 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

### <現状と課題>

本圏域では、死亡者数が出生者数を上回る「自然減」の状態が長期にわたり継続しています。その傾向は、高齢化の進行とともに強まっており、圏域の人口減少の大きな要因になっています。

また、進学や就職等による若年層の流出が多く、結婚・出産適齢期の人口が減少することにより、出生数の減少につながっています。さらに、転入・転出の状況を見ても、転入者数が転出者数を下回る「社会減」の傾向が見られます。人口減少を抑制し、まちの活力を維持するためにも、転出者数を抑え、転入者数を増やす取組が大変重要です。特に、若い世代の本圏域への移住・定住を促進する必要があります。

本圏域の公共交通網は、鉄道・路線バス・高速バス・タクシーから成り立っています。高速バスについては、東京都心等へのアクセス性の向上などを背景に、路線・運行本数とも充実していますが、鉄道と路線バスについては、人口減少・少子高齢化などの影響により利用者が減少し、路線・運行本数の維持が厳しい状況になっています。持続可能でより利便性の高い公共交通網を実現し、市街地の回遊性向上、公共交通空白地域の解消、観光利用の促進などを目指すため、総合的・計画的な視点で取り組むことが求められています。

### 重要業績評価指標（K P I）の一覧

| 指標名                             | 現状値                                                                                                                                | 目標値                |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 公共交通利用者数<br>(南房総・館山地域公共交通活性化推進) | 3 4 7 千人<br>(圏域内バス路線の年間利用者数)<br>2 6 5 千人<br>(地域間幹線系統バスの年間利用者数)<br>2, 9 5 5 人/日<br>(1日当たりの鉄道駅(有人駅)利用者数)<br>9 1 3 千人<br>(高速バス年間利用者数) | 各項目現状維持            |
| 移動困難者の割合<br>(南房総・館山地域公共交通活性化推進) | 1 1 %                                                                                                                              | 5 . 0 %未満          |
| 事業を通じた移住者数<br>(移住定住・就業促進)       | 6 8 人                                                                                                                              | 3 5 0 人<br>(5か年累計) |
| 共通の返礼品数<br>(ふるさと納税)             | 4 品                                                                                                                                | 2 0 品<br>(5か年累計)   |

※重要業績評価指標（KPI）については、原則、以下のとおり記載しています。

現状値：令和2年度の実績値

目標値：令和8年度の目標値

※「公共交通利用者数」、「移動困難者の割合」については、『南房総・館山地域公共交通計画』で示した値を記載しており、現状値は平成30年度、目標値は令和7年度の値です。

## 交 通

### 交通ネットワーク等の維持・整備

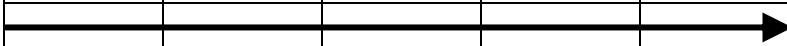
- 【取組の内容】 圏域内の交通ネットワークを維持・整備し、通学、通院、通勤等の交通手段を確保するため、交通事業者その他の関係機関と連携して、バス、鉄道等の公共交通の充実に向けた取組を行う。
- 【館山市の役割】 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域内の交通ネットワーク等の維持・整備に必要な事業及び支援を行う。
- 【南房総市の役割】 館山市と連携し、圏域内の交通ネットワーク等の維持・整備に必要な事業及び支援を行う。

| 事業名                         | ⑫ 南房総・館山地域公共交通活性化推進事業                                                                                                             |        |        |        |        | 区分                                                                                   | 新規 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 事業概要                        | 生活圏をともにする2市において、公共交通ネットワークの維持確保・利便性向上に係る取組を推進するため、「2市にまたがる幹線系統の維持」「公共交通空白地対策」「館山市街地の回遊性向上」「新たな交通システムの検討」「観光二次交通の充実」等を軸とした事業を展開する。 |        |        |        |        |                                                                                      |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | 2市市民の暮らしやすさ向上、観光客や来訪者の回遊性向上を図り、「車が無くても気軽にお出かけできるまち」の実現を目指す。                                                                       |        |        |        |        |                                                                                      |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                                                             | R5 年度  | R6 年度  | R7 年度  | R8 年度  |  |    |
|                             |                                                                                                                                   |        |        |        |        |                                                                                      |    |
|                             |                                                                                                                                   |        |        |        |        |                                                                                      |    |
| 役割分担の考え方                    | 「南房総・館山地域公共交通活性化協議会」を軸に2市合同で事業展開を図る。各市固有の案件はそれぞれで検討し事業を実施する。                                                                      |        |        |        |        |                                                                                      |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                                                             | R5 年度  | R6 年度  | R7 年度  | R8 年度  | 合計額                                                                                  |    |
|                             | 35,749                                                                                                                            | 23,593 | 18,684 | 45,200 | 45,200 | 168,426                                                                              |    |

## 移住・定住・交流

### 地域内外の住民との交流・移住定住の促進

- 【取組の内容】 圏域内の人口減少に歯止めをかけるため、圏域内への移住定住の促進、圏域内外との交流人口及びふるさと納税等による関係人口の拡大に向けた取組を行う。
- 【館山市の役割】 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、移住定住の促進、交流人口及び関係人口の拡大に必要な事業及び支援を行う。
- 【南房総市の役割】 館山市と連携し、移住定住の促進、交流人口及び関係人口の拡大に必要な事業及び支援を行う。

| 事業名                         | ⑬ 移住定住・就業促進事業                                                                                                                                                                                        |       |       |       |       | 区分                                                                                   | 新規 |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 事業概要                        | <p>両市の行政機関とNPO法人及び関連機関等によるネットワーク（推進体制）を構築し、両市の移住・定住と圏域企業への就業（起業及び新規就農を含む）に関する情報の一元化や相談窓口のワンストップ化を図る。</p> <p>また、定期的な意見交換・情報交換の機会を設け、圏域全体で移住と圏域企業への就業（起業及び新規就農を含む）を促進するとともに、定住に向けたフォローアップを行う。</p>      |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 期待される効果<br>（事業効果）<br>（事業目的） | <p>情報の一元化、相談窓口のワンストップ化及びノウハウの蓄積により、相談者の負担や手間を軽減し、効率的・効果的な相談が可能となる。</p> <p>圏域としてより広範なニーズに対応できるようになる。</p> <p>圏域の魅力を一体的に発信することができ、情報発信力の強化に繋がる。</p> <p>各地域の魅力を活かし、デメリットを補完することで、効果的な移住提案が可能となる。</p>     |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                                                                                                                                | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |  |    |
|                             |                                                                                                                                                                                                      |       |       |       |       |                                                                                      |    |
|                             |                                                                                                                                                                                                      |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 役割分担の考え方                    | <p>館山市は、NPO法人おせっ会やNPO法人南房総農育プロジェクト等と連携を図り、両市への移住希望者や空き家バンク情報及び新規就農に関する情報を取りまとめ、各種事業の調整や対応を行うとともに、必要に応じて関係機関等に繋いでいく。</p> <p>南房総市も、館山市との情報一元化及びワンストップ窓口機能の構築に向けて、現行体制を効率化し、当該ワンストップ窓口へのスムーズな移行を図る。</p> |       |       |       |       |                                                                                      |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                                                                                                                                | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 合計額                                                                                  |    |
|                             | 4,500                                                                                                                                                                                                | 6,500 | 6,500 | 6,500 | 6,500 | 30,500                                                                               |    |

|                             |                                                                             |       |       |       |       |     |    |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-----|----|
| 事業名                         | ⑭ ふるさと納税共通返礼品の企画・開発と P R                                                    |       |       |       |       | 区分  | 新規 |
| 事業概要                        | 現在、「共通のふるさと納税返礼品に関する自治体間連携協定」に基づき両市ですすめている、共通のふるさと納税返礼品の企画・開発、P R の取組を実施する。 |       |       |       |       |     |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | 各市の地場産品を共通の返礼品として取り扱うことにより、それぞれの地域資源や魅力を一体として発信し、両市の地場産業の振興を図る。             |       |       |       |       |     |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                       | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |     |    |
|                             |                                                                             |       |       |       |       |     |    |
|                             |                                                                             |       |       |       |       |     |    |
| 役割分担の考え方                    | 企画・開発は共同で行い、寄附金の受領に伴う事務、返礼品提供事業者との契約、ポータルサイトへの掲載、返礼品の調達は各市が責任をもって行う。        |       |       |       |       |     |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                       | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 合計額 |    |
|                             | 0                                                                           | 0     | 0     | 0     | 0     | 0   |    |

### 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

#### <現状と課題>

行政に対する住民ニーズは多様化・高度化しており、自治体職員には的確な対応が求められています。このため、自治体職員の執務に必要な基本的な知識・技術の習得により、行政課題に対して積極的に対応できる職員を養成していくことは重要です。

また、行政の効率化や、住民サービスの向上のためにも、ICT（情報通信技術）の活用や国・事業者が提供するビッグデータ※の活用、圏域で保有する統計等のオープンデータ化により、データに立脚した取組を進めていく必要があります。

※ビッグデータ：従来のデータベース管理システムなどでは処理困難であった巨大で複雑なデータ群。単に大容量だけでなく、非定型的でリアルタイム性の高いデータが多い。

#### 重要業績評価指標（KPI）の一覧

| 指標名                          | 現状値 | 目標値             |
|------------------------------|-----|-----------------|
| 参与の助言を受けた連携事業数<br>(外部専門人材活用) | —   | 10事業<br>(年間2事業) |
| LOGOフォーム※活用数<br>(情報化推進)      | 2   | 20              |

※LOGOフォーム：自治体職員が電子申請や申込予約、アンケートなどのフォームを作成・集計し、一元管理できる自治体専用の「デジタル化総合プラットフォーム」。

※重要業績評価指標（KPI）については、原則、以下のとおり記載しています。

現状値：令和2年度の実績値

目標値：令和8年度の目標値

## 圏域マネジメント能力の強化

### 圏域の人材及び職員の育成並びに民間専門人材の活用

【取組の内容】 圏域のマネジメント能力の強化に向け、外部専門家の活用等を行う。

また、圏域市民の協働の促進、職員の資質向上等を図るための取組を行う。

【館山市の役割】 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、企画及び運営を行う。

【南房総市の役割】 館山市と連携し、企画及び運営を行う。

|                             |                                                                                                         |       |       |       |       |       |    |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 事業名                         | ⑮ 職員の資質等向上事業                                                                                            |       |       |       |       | 区分    | 新規 |
| 事業概要                        | ①外部専門家による研修の合同実施<br>②両市職員間の情報交換等の活性化                                                                    |       |       |       |       |       |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | 職員の資質向上。<br>同一職種、同一業務担当者との交流を深めることにより、事務の効率化や職場内で相談ができない（またはできにくい）職員（特に専門職や一人職場など）の精神的な安定が図られる効果が期待できる。 |       |       |       |       |       |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                                   | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |       |    |
|                             |                     |       |       |       |       |       |    |
| 役割分担の考え方                    | ① 合同研修：研修内容等を館山市が取りまとめ、講師派遣等の契約を行う。<br>② 職員間の情報交換等：随時柔軟に対応する。                                           |       |       |       |       |       |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                                   | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 合計額   |    |
|                             | 0                                                                                                       | 0     | 294   | 386   | 386   | 1,066 |    |

|                             |                                                                                   |       |       |       |       |       |    |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 事業名                         | ⑩ 外部専門人材活用事業                                                                      |       |       |       |       | 区分    | 新規 |
| 事業概要                        | 館山市・南房総市の魅力向上・魅力発信のアドバイザーとして参与を委嘱し、地域全体の活性化と魅力向上を推進する。                            |       |       |       |       |       |    |
| 期待される効果<br>(事業効果)<br>(事業目的) | 館山市・南房総市の魅力発信、地域力・ブランド力の向上について助言をいただくことにより、シティプロモーション分野をより効果的に展開していく。             |       |       |       |       |       |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                             | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |       |    |
|                             |  |       |       |       |       |       |    |
| 役割分担の考え方                    | 参与の委嘱や窓口等は館山市が担い、定住自立圏で取り組む連携事業に対し、両市が助言を必要とする際は、館山市を通じて相談する。                     |       |       |       |       |       |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                             | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | 合計額   |    |
|                             | 935                                                                               | 935   | 600   | 0     | 0     | 2,470 |    |

## 圏域マネジメント能力の強化

### 圏域マネジメントの能力の強化に係る取組

- 【取組の内容】 効率的な行政システム構築に向け、先進技術の導入や事務の共同処理化に努め、圏域市民の利便性向上と業務の効率化を図る。
- 【館山市の役割】 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域市民の利便性向上と業務の効率化のために必要な取組を行う。
- 【南房総市の役割】 館山市と連携し、圏域市民の利便性の向上と業務の効率化のために必要な取組を行う。

| 事業名                         | ⑰ 情報化推進（業務効率化）事業                                                                                                                       |        |        |        |        | 区分     | 新規 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 事業概要                        | 業務のデジタル化を推進するため、A I ・ R P A ・ マイナンバーカードを活用したシステムの共同利用や経費削減等の情報共有・検討を行い、「業務改善・業務効率化」「住民サービスの向上」につなげる。<br>データの利活用や施設の予約システムなどの共同利用を推進する。 |        |        |        |        |        |    |
| 期待される効果<br>（事業効果）<br>（事業目的） | 業務のデジタル化を推進し、情報共有、システムの共同利用、オフィスファイルの共同作成・相互利用等を行うことで、「業務改善・業務効率化」「経費削減」「住民サービスの向上」が図れる。                                               |        |        |        |        |        |    |
| 実施スケジュール                    | R4 年度                                                                                                                                  | R5 年度  | R6 年度  | R7 年度  | R8 年度  |        |    |
|                             |                                                    |        |        |        |        |        |    |
| 役割分担の考え方                    | 業務の課題やシステム導入の検討について、両市で検討し、館山市が取りまとめを行い、共同利用できるものについては、館山市が主となり契約を行う。                                                                  |        |        |        |        |        |    |
| 総事業費（千円）                    | R4 年度                                                                                                                                  | R5 年度  | R6 年度  | R7 年度  | R8 年度  | 合計額    |    |
|                             | 0                                                                                                                                      | 1, 142 | 1, 308 | 1, 202 | 1, 202 | 4, 854 |    |

## 5. 共生ビジョンの進捗管理等について

---

具体的取組を進めるに当たっては、時代のニーズや社会情勢の変化に対応し、館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会等における関係者の意見を幅広く反映するとともに、設定した成果指標及び各種取組の進捗状況等を基に、事業の検証と検討を行います。

## 6. 資料編

---

- (1) 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョンの策定経過
- (2) 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱
- (3) 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿
- (4) 中心市宣言書
- (5) 館山市・南房総市定住自立圏形成協定書
- (6) 定住自立圏構想推進要綱

(1) 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョンの策定経過

| 年月日                                 | 概 要                                     | 備 考                                  |
|-------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------|
| 平成 21 年 7 月                         | 3 市 1 町（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）での定住自立圏形成の検討開始 |                                      |
| 平成 24 年 6 月                         | 3 市 1 町（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）での定住自立圏形成の検討休止 |                                      |
| 平成 30 年 12 月 21 日                   | 館山市から南房総市へ 2 市での定住自立圏形成協議の申し入れ          |                                      |
| 平成 31 年 2 月 7 日                     | 南房総市から館山市へ 2 市での定住自立圏形成協議の回答（同意）        |                                      |
| 令和元年 9 月 27 日                       | 館山市が中心市宣言                               | 令和元年第 3 回定例会（9 月議会）の閉会后、市長が中心市宣言を行う。 |
| 令和 2 年 7 月 3 日                      | 館山市・南房総市定住自立圏形成協定の締結                    | 両市長、両市議会議長が出席のもと、締結式を実施。             |
| 令和 2 年 11 月 10 日                    | 共生ビジョンに係る館山市長インタビュー                     |                                      |
| 令和 2 年 11 月 25 日                    | 共生ビジョンに係る南房総市長インタビュー                    |                                      |
| 令和 3 年 7 月 19 日                     | 作業部会合同説明会                               |                                      |
| 令和 3 年 10 月 8 日                     | 令和 3 年度第 1 回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会      |                                      |
| 令和 4 年 5 月 18 日                     | 令和 4 年度第 1 回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会      |                                      |
| 令和 4 年 6 月 6 日<br>～令和 4 年 7 月 8 日   | 共生ビジョン（原案）に対するパブリックコメント                 |                                      |
| 令和 4 年 8 月 22 日<br>～令和 4 年 8 月 31 日 | 令和 4 年度第 2 回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会      | 新型コロナウイルス感染拡大により書面開催                 |
| 令和 4 年 9 月 27 日                     | 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン策定                   |                                      |
| 令和 5 年 10 月 5 日                     | 令和 5 年度第 1 回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会      |                                      |
| 令和 6 年 8 月 21 日                     | 令和 6 年度第 1 回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会      |                                      |

## (2) 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

### 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

#### (設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知)第6の規定に基づき、館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン(以下「共生ビジョン」という。)を策定又は変更するに当たり、関係者の意見を幅広く反映するため、館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、共生ビジョンの策定又は変更について必要と認める事項に関すること。

#### (組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 館山市・南房総市定住自立圏形成協定書に掲げられた取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (3) 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

【任期】令和5年10月8日から 令和7年9月30日まで

※順不同、敬称略、◎は会長、○は副会長

| 政策分野  | 委員氏名      | 備 考               | 記事 |
|-------|-----------|-------------------|----|
| 医療    | 小 林 剛     | 公益社団法人安房医師会 推薦    |    |
| 福祉    | 小 汐 聡 史   | 社会福祉法人善隣会 推薦      |    |
| 子育て   | 石 渡 秀 嗣   | 館山市子ども・子育て会議 推薦   |    |
|       | 岡 崎 俊 明   | 南房総市子ども・子育て会議 推薦  |    |
| 雇用    | 伊 熊 雅 美   | 館山公共職業安定所 推薦      |    |
| 商工業   | 井 月 昇     | 館山市商工会議所 推薦       |    |
| 教育    | 熊 澤 洋 介   | 千葉県安房西高等学校 推薦     |    |
| 観光    | 上 條 長 永   | 一般社団法人館山市観光協会 推薦  |    |
|       | 清 宮 信 英   | 一般社団法人南房総市観光協会 推薦 |    |
| 公共交通  | 本 間 裕 二   | 館山市地域公共交通会議 推薦    |    |
| 移住    | 八 代 健 正   | NPO法人おせっ会 推薦      |    |
| 金融    | ○ 小 笠 原 潤 | 館山市金融団（二十日会） 推薦   |    |
| 議会    | 鈴 木 ひ と み | 館山市議会 推薦          |    |
|       | 石 井 教 宇   | 南房総市議会 推薦         |    |
| 外部有識者 | ◎ 鎌 田 広 大 | 千葉県総務部市町村課 推薦     |    |

#### (4) 中心市宣言書

### 中心市宣言書

～館山市・南房総市定住自立圏構想の推進に向けて～

急激な人口の減少・少子高齢化の進展は、まちの活力を低下させるだけでなく、今あるくらしや地域の文化・コミュニティの維持すらも危うくします。

「消滅可能性都市」という衝撃的な言葉が、平成 26 年（2014 年）に日本創成会議から公表されました。これは 2040 年までの間に 20 歳から 39 歳までの女性の人口が 2010 年と比較し 5 割以下に減少すると推計される自治体のことで、全国の約半数の自治体が該当し、安房地域では館山市、南房総市、鋸南町が当てはまるものでした。

バブル崩壊に始まり、人口減少時代に突入した平成の約 30 年間は、自立した地方自治体づくりに試行錯誤を繰り返しましたが、現在の東京一極集中、首都圏への人口の流出、特に「若者の地方から都会へ」の流出にブレーキをかけられませんでした。持続可能な地域社会を維持していくためには、人口の減少はやむを得ないとしても、その傾向を緩やかにするとともに、子育て世代の人口の厚みを回復する必要があります。

こうした中、国が掲げた「地方創生」という最重要政策のもと、全ての自治体が、この人口減の流れに歯止めをかけ、合計特殊出生率の向上を目指した人口ビジョンを盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

しかし、依然として流出を止められず地方の人口減少は続いています。

本格的な人口減少社会に突入し、生産年齢人口の減少とそれに伴う老年人口割合の増加は、扶助費等義務的経費の比率を大きく増大させ、自治体の財政運営の硬直化が一層進んでいます。

近年の地方自治体の財政状況に鑑みれば、各自治体が施設や機能、公的サービスをフルセットで保持していくことは困難であり、将来にわたって安心して暮らせる地域を維持し、持続可能なまちづくりを目的とする SDGs の視点に基づくまちづくりを進めるためには、自治体の枠を越えた圏域でそれぞれの自治体を持つ都市機能や地域資源を補完し合い、有効に活用し合い、魅力ある地域を形成していくための協力体制を強化していくことが重要と考えます。

館山市と南房総市は、房総半島の最南端、安房地域南部に位置し、三方を東京湾と太平洋に囲まれ、環境対策、農水産業の振興、地域公共交通の維持確保、移住定住対策等多くの共通課題を抱えています。

これらの課題を解決する方策の 1 つとして、地域住民の暮らしや経済活動に結びつく分野で近接する自治体が相互に連携・協力することで、それぞれの自治体が共存共栄しながら自立的かつ持続的な地域づくりを目指す「定住自立圏

構想」は、極めて有意義な政策であると考えます。

こうした考えに立って、館山市と南房総市は、両市を圏域とする「館山市・南房総市定住自立圏構想」を推進していくことが、地域住民への行政サービスを維持充実していくために必要であると考えたところです。

構想を進める上で必要条件である人口規模、昼夜間人口比率等で満たす館山市が、構想に基づく「中心市」として、隣接する南房総市とこれまで培われてきた施策や協力関係を尊重しつつ、役割を分担し、圏域全体の暮らしに必要な都市機能の整備・充実を図り、連携をさらに強化すること、そして圏域が持つ地域資源を活用するとともに、地域の力を高めながら、圏域住民それぞれが安全で安心して暮らし続けていける地域社会の形成と魅力ある圏域づくりに館山市と南房総市が連携して取り組んでいくことをここに宣言します。

令和元年9月27日

館山市長 金 丸 謙 一

## 1 都市機能の集積状況

○館山市における都市機能の状況

公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、商業機能など都市機能の集積状況は概ね以下のとおりです。

| 分野    | 都市機能     | 施設名等                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療・福祉 | 救急告示病院   | ・社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター<br>・社会医療法人社団木下会 館山病院<br>・医療法人社団慶勝会 赤門整形外科内科                                                                                                                                                                              |
|       | 災害拠点病院   | ・社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター                                                                                                                                                                                                                          |
|       | 病児・病後児保育 | ・医療法人鉄蕉会 亀田病児・病後児保育室たてやま                                                                                                                                                                                                                       |
|       | 児童福祉施設   | ・私立保育園 4 園<br>(聖アンデレ保育園、子育保育園、館山教会附属保育園、館山ユネスコ保育園)<br>・公立保育園 3 園<br>(純真保育園、中央保育園、館野保育園)                                                                                                                                                        |
|       | 高齢者福祉施設  | ・通所介護施設<br>・通所リハビリテーション施設<br>・認知症対応型通所介護施設<br>・認知症対応型共同生活介護施設<br>・小規模多機能型居宅介護施設<br>・看護小規模多機能型居宅介護施設<br>・地域密着型通所介護施設<br>・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)<br>・介護老人保健施設<br>・介護療養型医療施設<br>・有料老人ホーム<br>・サービス付高齢者専用賃貸住宅<br>・養護老人ホーム<br>・老人福祉センター<br>・地域包括支援センター |
|       | 障害者福祉施設  | ・就労支援施設<br>・自立訓練事業所<br>・入所支援施設                                                                                                                                                                                                                 |

|            |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・生活介護事業所</li> <li>・短期入所施設</li> <li>・日中一時支援事業所</li> <li>・児童発達支援事業所</li> <li>・放課後等デイサービス事業所</li> </ul>                                                                                            |
| 教育・文化・スポーツ | 各種学校・専修学校等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立館山海上技術学校（乗船実習科）</li> <li>・安房医療福祉専門学校</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
|            | 特別支援学校          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県立安房特別支援学校</li> <li>・同 館山豊分校</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |
|            | 高等学校等           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立館山海上技術学校（本科）</li> <li>・千葉県安房西高等学校</li> <li>・千葉県立安房高等学校</li> <li>・千葉県立館山総合高等学校</li> <li>・同 定時制</li> <li>・同 水産校舎</li> <li>・あわ翔洋学園（通信制）</li> </ul>                                                                                     |
|            | 中学校             | ・4校（一中、二中、三中、房南中（房南学園））                                                                                                                                                                                                                                                       |
|            | 小学校             | ・10校（船形小、那古小、北条小、館山小、西岬小、房南小（房南学園）、豊房小、神余小、館野小、九重小）                                                                                                                                                                                                                           |
|            | こども園・幼稚園、学童クラブ等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども園3園（船形こども園、房南こども園、九重こども園）</li> <li>・私立幼稚園1園（館山白百合幼稚園）</li> <li>・公立幼稚園6園（那古幼稚園、北条幼稚園、館山幼稚園、西岬幼稚園、豊房幼稚園、館野幼稚園）</li> <li>・学童クラブ8クラブ（公設：船形、那古、北条、館山、豊房、館野、九重 民設：神戸）</li> <li>・元気な広場（子育て交流施設）</li> <li>・家庭児童相談室（子ども家庭総合支援拠点）</li> </ul> |
|            | 図書館・博物館         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市図書館</li> <li>・市立博物館（本館、館山城【八犬伝博物館】、</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |

|         |                  |                                                                                                                                                                                                     |
|---------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |                  | 渚の博物館)                                                                                                                                                                                              |
|         | ホール              | ・千葉県南総文化ホール(1,200 席大ホール、300 席小ホール、会議室他)                                                                                                                                                             |
|         | コミュニティセンター等      | ・市コミュニティセンター(中央公民館、北条地区学習等供用施設、保健センター)<br>・中央地区学習等供用施設(菜の花ホール)<br>・那古船形地区学習等供用施設(若潮ホール)<br>・豊津地区学習等供用施設(豊津ホール)                                                                                      |
|         | スポーツ施設           | ・千葉県立館山運動公園(体育館、トレーニングルーム、野球場、少年野球場、テニスコート、多目的運動場、その他)<br>・市営市民運動場(野球場、庭球場、多目的グラウンド)<br>・市営出野尾多目的広場<br>・市営 25 メートル室内温水プール<br>・市営 50 メートルプール<br>・市営市民体育館<br>・市営西岬市民体育館<br>・市営弓道場、弓道遠の射場<br>・市営第一柔剣道場 |
| 観光・都市公園 | 観光施設等            | ・道の駅南房パラダイス(アロハガーデン館山)<br>・館山ファミリーパーク<br>・みなとオアシス“渚の駅”たてやま<br>・館山海軍航空隊赤山地下壕跡<br>・館山海中観光船                                                                                                            |
|         | 都市公園             | ・都市公園 10 か所(内訳)<br>街区公園 4 か所(中村公園、根岸公園、船形公園、館山駅西口公園)<br>近隣公園 1 か所(北条中央公園)<br>地区公園 1 か所(宮城公園)<br>総合公園 1 か所(城山公園)<br>運動公園 1 か所(館山運動公園)<br>風致公園 2 か所(沖ノ島公園、高ノ島公園)                                      |
| 商業・業務   | 大規模小売店舗、金融機関・郵便局 | ・大規模小売店舗 10 店舗(店舗面積 1,000 ㎡超)<br>・金融機関(日本政策金融公庫 1 店舗、千葉銀                                                                                                                                            |

|          |              |                                                                                                                                                            |
|----------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |              | 行 2 店舗、京葉銀行 1 店舗、千葉興業銀行 1 店舗、館山信用金庫 3 店舗、君津信用組合 1 店舗、中央労働金庫 1 店舗、千葉県信漁連 1 店舗、安房農協 5 店舗、西岬漁協 1 店舗、<br>・証券 2 店舗（水戸証券、東洋証券）<br>・郵便局 13 局                      |
| 道路・交通・港湾 | 国道・県道・都市計画道路 | ・国道 127 号、国道 128 号、国道 410 号<br>・県道（主要地方道 2 路線、一般県道 10 路線、自転車道線 1 路線）<br>・都市計画道路 11 路線<br>整備済み：2 路線<br>一部整備済み：5 路線<br>（うち一部整備中：1 路線）<br>未整備：4 路線            |
|          | 鉄道           | ・ J R 内房線（那古船形駅、館山駅、九重駅）                                                                                                                                   |
|          | バス           | ・高速バス 4 路線<br>69 往復（東京駅行き 27 往復、新宿駅行き 11 往復、羽田空港横浜駅行き 8 往復、千葉駅行き 23 往復）<br>・路線バス 8 路線 11 系統<br>（南房州本線、洲崎線、市内線、平群線、丸線、鴨川線、白浜千倉館山線、豊房線）                      |
|          | 海上交通         | ・高速ジェット船（春の季節運航 東京：館山：大島）                                                                                                                                  |
|          | 港湾           | ・館山港（地方港湾）                                                                                                                                                 |
| 行政       | 国            | ・千葉地方裁判所館山支局<br>・千葉家庭裁判所館山支局<br>・館山簡易裁判所<br>・館山区検察庁<br>・千葉地方法務局館山支局<br>・館山税務署<br>・館山公共職業安定所（ハローワーク館山）<br>・千葉運輸支局館山出張車検場<br>・第 21 航空群館山航空基地<br>・千葉海上保安部館山分室 |
|          | 県            | ・安房地域振興事務所                                                                                                                                                 |

|     |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安房健康福祉センター（安房保健所）</li> <li>・安房土木事務所</li> <li>・安房農業事務所</li> <li>・館山県税事務所</li> <li>・館山水産事務所</li> <li>・南部漁港事務所</li> <li>・館山警察署（7 駐在所、2 交番）</li> <li>・教育庁南房総教育事務所安房分室</li> <li>・千葉県生涯大学校南房学園</li> <li>・農林総合研究センター暖地園芸研究所</li> <li>・千葉県立館山野鳥の森</li> <li>・千葉県立館山運動公園</li> <li>・千葉県南総文化ホール</li> </ul> |
|     | 一部事務組合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三芳水道企業団</li> <li>・安房郡市広域市町村圏事務組合（常備消防、火葬場等）</li> <li>・館山消防署、西岬分署、神戸分遣所</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              |
| その他 | 衛生     | ・館山市環境保全協業組合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|     | その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・館山商工会議所</li> <li>・館山労働基準協会</li> <li>・安房教育会館</li> <li>・公益社団法人 館山法人会</li> <li>・一般社団法人 館山交通安全協会</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |

## 2 連携市（館山市・南房総市）の住民による都市機能の利用状況等

主な施設等の利用状況等は、以下のとおりです。

### ①医療

○館山市・南房総市の医療施設数（平成 29 年度）

| 市名   | 病院  |     | 一般診療所 |     | 歯科診療所 |     |
|------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|
|      | 施設数 | 病床数 | 施設数   | 病床数 | 施設数   | 病床数 |
| 館山市  | 5   | 771 | 41    | 88  | 26    | —   |
| 南房総市 | 3   | 452 | 24    | 14  | 17    | —   |

出典：「千葉県衛生統計年報」千葉県健康福祉指導課

○館山市・南房総市の医療関係従事者数（平成 28 年度）

| 市名   | 医師  | 歯科医師 | 薬剤師 | 保健師  | 助産師 | 看護師   | 准看護師  |
|------|-----|------|-----|------|-----|-------|-------|
| 館山市  | 122 | 44   | 113 | 24.1 | 9.9 | 391.9 | 212.0 |
| 南房総市 | 34  | 21   | 38  | 19.8 | 1.0 | 175.2 | 129.2 |

出典：「千葉県衛生統計年報」千葉県健康福祉指導課

「千葉県看護の現況」千葉県医療整備課

○館山市・南房総市の救急告示病院（平成 30 年度）

| 病院名                 | 診療科目数 | 病床数                 |
|---------------------|-------|---------------------|
| 安房地域医療センター<br>（館山市） | 22    | 一般病床 149            |
| 館山病院<br>（館山市）       | 17    | 一般病床 148<br>療養病床 60 |
| 赤門整形外科内科<br>（館山市）   | 5     | 一般病床 19             |
| 富山国保病院<br>（南房総市）    | 7     | 一般病床 47<br>感染症病床 4  |

出典：千葉県ホームページ、千葉県医療情報提供システム「ちば医療ナビ」

○館山市・南房総市の救急告示病院の外来患者数の状況（平成 30 年度）

| 病院名             | 外来患者数（1 日平均） |
|-----------------|--------------|
| 安房地域医療センター（館山市） | 456.9 人      |
| 館山病院（館山市）       | 218.8 人      |
| 赤門整形外科内科（館山市）   | 284.3 人      |
| 富山国保病院（南房総市）    | 73.1 人       |

出典：千葉県医療情報提供システム「ちば医療ナビ」

○各市町への救急出動等の状況（平成 29 年度）

| 市名      | 出動件数    | 搬送人員    |
|---------|---------|---------|
| 館山市     | 3,496 人 | 3,100 人 |
| 南房総市    | 2,173 人 | 1,992 人 |
| 鴨川市（参考） | 1,645 人 | 1,377 人 |
| 鋸南町（参考） | 537 人   | 474 人   |

出典：安房郡市広域市町村圏事務組合の概要

②教育・文化・スポーツ

○館山市・南房総市の図書館の利用状況（平成 29 年度）

| 施設名     | 蔵書数       | 貸出件数      |
|---------|-----------|-----------|
| 館山市図書館  | 155,885 冊 | 149,280 件 |
| 南房総市図書館 | 129,551 冊 | 99,449 件  |

出典：館山市の統計 2018、千葉県図書館 2018

○館山市・南房総市の博物館等の利用状況（平成 30 年度）

| 施設名                   | 入館者等数     |
|-----------------------|-----------|
| 館山市立博物館本館・館山城（八犬伝博物館） | 50,338 人  |
| 館山市立博物館（渚の博物館）        | 204,399 人 |
| 館山市赤山地下壕跡             | 33,853 人  |

出典：館山市担当課調

○館山市・南房総市の中央公民館等の利用状況（平成 29 年度）

| 施設名                                     | 利用者数      |
|-----------------------------------------|-----------|
| 館山市コミュニティセンター（中央公民館、北条地区学習等供用施設、保健センター） | 142,323 人 |
| 館山市中央地区学習等供用施設（菜の花ホール）                  | 35,048 人  |
| 館山市館山地区学習等供用施設（豊津ホール）                   | 12,226 人  |
| 館山市那古船形地区学習等供用施設（若潮ホール）                 | 15,081 人  |
| 館山市元気な広場                                | 25,814 人  |
| 南房総市丸山公民館                               | 21,891 人  |
| 南房総市富山コミュニティセンター                        | 25,431 人  |
| 南房総市とみうら元気倶楽部                           | 36,359 人  |
| 南房総市三芳公民館（三芳農村環境改善センター）                 | 29,770 人  |
| 南房総市白浜コミュニティセンター                        | 18,971 人  |
| 南房総市千倉保健センター                            | 19,420 人  |
| 南房総市和田コミュニティセンター                        | 13,905 人  |

出典：館山市の統計 2018、南房総市施設利用者調

○館山市・南房総市のホールの利用状況

| 施設名             | 利用者数（人）                    |
|-----------------|----------------------------|
| 千葉県南総文化ホール（館山市） | 144,599 人（H29 年度 施設全体利用者数） |

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 南房総市フローラルホール<br>(南房総市) | 9,277 人 (H30 年度 宿泊利用者数) |
|------------------------|-------------------------|

出典：千葉県ホームページ、南房総市施設利用者調

○スポーツ施設の利用状況（平成 29 年度）

| 施設名                              | 利用者数（人）                                                                                                |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千葉県館山運動公園（館山市）                   | 190,703 人<br>(下記の有料施設利用者数)<br>・体育館・トレーニングルーム・野球場・少年野球場・テニスコート・多目的運動場                                   |
| 館山市営市民運動場（館山市）                   | ・野球場 4,189 人<br>・庭球場 3,265 人<br>・多目的グラウンド 10,863 人                                                     |
| 館山市営市民体育館（館山市）                   | ・体育館 9,680 人                                                                                           |
| 館山市営西岬市民体育館（館山市）                 | ・体育館 8,964 人                                                                                           |
| 館山市営出野尾多目的広場（館山市）                | ・サッカー利用 9,690 人                                                                                        |
| 館山市営 25 メートル室内温水プール（館山市）         | ・25 メートル温水プール<br>16,911 人                                                                              |
| 館山市営 50 メートルプール（館山市）             | ・50 メートルプール<br>5,091 人                                                                                 |
| 館山市営弓道場・弓道遠的射場（館山市）              | ・弓道場 4,625 人<br>・弓道遠的射場 40 人                                                                           |
| 館山市営第一柔剣道場（館山市）                  | ・柔道、剣道等 4,246 人                                                                                        |
| 南房総市千倉総合運動公園（南房総市旧千倉町）           | ・体育館 10,868 人<br>・野球場 10,318 人<br>・多目的広場 13,324 人<br>・武道場 4,463 人<br>・テニスコート 4,697 人<br>・室内プール 9,325 人 |
| 南房総市富浦体育館（南房総市旧富浦町）              | ・体育館 33,562 人                                                                                          |
| 南房総市富山ふれあいスポーツセンター<br>(南房総市旧富山町) | 34,264 人                                                                                               |
| 南房総市柔剣道場（南房総市旧三芳村）               | ・柔剣道場 4,424 人                                                                                          |
| 南房総市弓道場（南房総市旧三芳村）                | ・弓道場 1,070 人                                                                                           |

|                             |         |          |
|-----------------------------|---------|----------|
| 南房総市富山多目的運動広場<br>(南房総市旧富山町) | ・ 野球場   | 9,327 人  |
| 南房総市丸山運動広場 (南房総市旧丸山町)       | ・ 体育館   | 21,808 人 |
|                             | ・ サッカー場 | 10,514 人 |

出典：館山市の統計 2018、南房総市社会体育施設利用人数調 2018

### ③商業・観光施設

○館山市・南房総市の商業施設年間商品販売額等の状況

| 区分   | 事業所数 | 従業者数    | 年間商品販売額<br>合計 (百万円) | うち卸売業<br>(百万円) | うち小売業<br>(百万円) |
|------|------|---------|---------------------|----------------|----------------|
| 館山市  | 629  | 4,320 人 | 97,669              | 29,739         | 67,930         |
| 南房総市 | 479  | 1,873 人 | 29,165              | 8,147          | 21,019         |

資料：平成 28 年度経済センサス

○安房 4 市町の大規模小売店舗 (店舗面積 1000 ㎡超) の出店状況

| 区分       | 大規模小売店舗数 | 売場面積 (㎡)   |
|----------|----------|------------|
| 館山市      | 9 店      | 63,835 ㎡   |
| 南房総市     | 0        | 0          |
| 鴨川市 (参考) | ( 4 店)   | (28,930 ㎡) |
| 鋸南町 (参考) | ( 2 店)   | ( X )      |

資料：平成 26 年度千葉県商業統計調査 (X は特定されるため示さず)

○安房 4 市町の自治体別地元購買率

| 区分       | 衣料品     | 食料品     | 飲食      |
|----------|---------|---------|---------|
| 館山市      | 74.4%   | 97.0%   | 95.7%   |
| 南房総市     | 2.2%    | 30.2%   | 1.6%    |
| 鴨川市 (参考) | (44.7%) | (94.6%) | (75.4%) |
| 鋸南町 (参考) | (0.3%)  | (65.3%) | (1.6%)  |

資料：平成 30 年度千葉県消費者購買動向調査

○館山商圏の自治体別吸引率・商圏人口・吸引人口

| 区分       | 商圏人口   | 吸引人口   | 割合    |
|----------|--------|--------|-------|
| 館山市      | 46,011 | 34,232 | 74.4% |
| 南房総市     | 37,152 | 28,310 | 76.2% |
| 鋸南町 (参考) | 7,597  | 4,703  | 61.9% |

|           |          |          |         |
|-----------|----------|----------|---------|
| 【上記第1次商圏】 | 【90,760】 | 【67,245】 | 【74.1%】 |
| 鴨川市（参考）   | 32,701   | 3,728    | 11.4%   |
| 【上記第2次商圏】 | 【32,701】 | 【3,728】  | 【11.4%】 |

資料：平成30年度千葉県消費者購買動向調査

○館山市・南房総市の道の駅等の利用者数（平成30年度）

| 施設名                       | 利用者数（人） |
|---------------------------|---------|
| 道の駅南房パラダイス（館山市）           | 5.2万人   |
| みなとオアシス“渚の駅”たてやま（館山市）     | 38.2万人  |
| 道の駅とみうら枇杷倶楽部（南房総市）        | 54.5万人  |
| 道の駅おおつの里花倶楽部（南房総市）        | 7.2万人   |
| 道の駅富楽里とみやま（南房総市）          | 49.7万人  |
| 道の駅「三芳村」鄙の里（南房総市）         | 35.1万人  |
| 道の駅白浜野島崎（南房総市）            | 7.6万人   |
| 道の駅ちくろ潮風王国（南房総市）          | 25.3万人  |
| 道の駅和田浦WA・O！（南房総市）         | 32.2万人  |
| 道の駅ローズマリー公園（はなまる市場）（南房総市） | 16.9万人  |

出典：館山市・南房総市担当課調

④公共交通

○鉄道駅の乗車人員の状況（平成29年乗車人員データ）

| 市域名（北から） | 駅名      | 乗車人員   |
|----------|---------|--------|
| 南房総市     | ① 岩井駅   | 282人   |
|          | ② 富浦駅   | 215人   |
| 館山市      | ③ 那古船形駅 | 175人   |
|          | ④ 館山駅   | 1,692人 |
|          | ⑤ 九重駅   | —      |
| 南房総市     | ⑥ 千倉駅   | 349人   |
|          | ⑦ 千歳駅   | —      |
|          | ⑧ 南三原駅  | 487人   |
|          | ⑨ 和田浦駅  | —      |

出典：平成30年千葉県統計年鑑（東日本旅客鉄道（株）千葉支社）

○路線バスの利用状況（平成 29 年度）

| 路線名                      | 一日平均乗車人員 |
|--------------------------|----------|
| 南房州本線（館山駅：神戸：白浜 JRバス関東）  | 274 人    |
| 南房州本線（館山駅：南パラ：白浜 JRバス関東） | 137 人    |
| 洲崎線（館山駅：洲崎：伊戸 JRバス関東）    | 226 人    |
| 洲崎線（館山駅：小沼：伊戸 JRバス関東）    | 21 人     |
| 市内線（館山日東バス）              | 318 人    |
| 平群線（館山日東バス）              | 22.3 人   |
| 丸線（館山日東バス）               | 20.3 人   |
| 丸・細田線（館山日東バス）            | 2.4 人    |
| 千倉線（館山日東バス）              | 49.1 人   |
| 館山鴨川線（館山日東バス）            | 140.9 人  |
| 豊房線（館山日東バス）              | 28.1 人   |
| 南房総市営路線バス（富浦線）           | 2 人      |
| 南房総市営路線バス（富山線）           | 24 人     |
| 南房総市営路線バス（スクール混乗・北三原線）   | 5.8 人    |
| 南房総市営路線バス（スクール混乗・丸山線）    | 2 人      |

出典：館山市の統計 2018、南房総市バス利用者実績調 2017

○高速バスの利用状況（平成 29 年度）

| 路線名               | 利用者数      |
|-------------------|-----------|
| 房総なのはな号（白浜・館山～東京） | 406,148 人 |
| 新宿なのはな号（館山～新宿）    | 132,663 人 |
| 南総里見号（白浜・館山～千葉）   | 284,830 人 |
| 館山～羽田空港・横浜        | 86,920 人  |

資料：館山市の統計 2018

○タクシーの保有台数（平成 30 年 1 月 1 日現在）

| 市域（事業者数）  | 保有台数 |
|-----------|------|
| 館山市（4 社）  | 30 台 |
| 南房総市（2 社） | 8 台  |

資料：館山市の統計等

○海上交通（季節運航）の利用状況

単位：人

| 便名 高速ジェット船 春の季節運航 | 利用者数    |
|-------------------|---------|
| 東京→館山             | 573 人   |
| 館山→伊豆大島           | 5,573 人 |
| 伊豆大島→館山           | 3,985 人 |
| 館山→東京             | 577 人   |

資料：高速ジェット船実績一覧

○富津館山道路 富浦インターチェンジの利用状況（平成 30 年度）

| 入口台数 |           | 出口台数 |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 総数   | 約 172 万台  | 総数   | 約 180 万台  |
| 一日平均 | 約 4,700 台 | 一日平均 | 約 4,900 台 |

資料：東日本高速道路（株）関東支社

⑤館山市への通勤通学の状況

| 区分           | 常住就業者通学者数（人） | 館山市への通勤通学者数（人） | 左の割合（％） |
|--------------|--------------|----------------|---------|
| 館山市          | 23,573       | 18,096         | 76.8    |
| 南房総市         | 20,351       | 4,415          | 21.7    |
| 【上記 2 市の小計】  | 【43,924】     | 【22,511】       | 【51.2】  |
| 鋸南町（参考）      | 4,257        | 499            | 11.7    |
| 鴨川市（参考）      | 18,265       | 684            | 3.7     |
| 【安房 4 市町の合計】 | 【66,446】     | 【23,694】       | 【35.7】  |

資料：平成 27 年度国勢調査

### 3 館山市と南房総市との間で想定される連携施策

館山市と南房総市が「定住自立圏構想」を推進するに当たり必要な 3 つの区分に基づき想定される取組については以下のとおりです。

今後、2 市で協定を締結するとともに、共生ビジョンを策定し、具体的な連携施策を協議し、位置づけ実施していきます。

（1）生活機能の強化のための取組

①医療

圏域の住民が安全で安心して地域で暮らせるように、地域医療の維持・充実・強化につながる取組

②福祉

子育て支援を中心とした連携しての取組

③産業振興

働く場・働き手の確保対策、甚大化する有害鳥獣被害への対策、地域資源を活かした観光振興、道の駅等を中心とした地場産品の販売促進等及び国指定の伝統的工芸品「房州うちわ」の伝承のための取組

④その他

上記の他、圏域内での生活機能の強化に関する取組

(2) 結びつきやネットワークの強化のための取組

①地域公共交通

路線バス等公共交通の維持や利便性向上のための取組

②道路等インフラの整備促進

館山市と南房総市を結ぶ生活幹線道路の整備や生活インフラ、自転車走行環境の整備

③地域内外の住民との交流・移住定住の促進

相談体制の充実強化による移住定住の促進や体験観光、婚活、ふるさと納税等を通じた関係人口・交流人口を拡大するための取組

④その他

上記の他、圏域内の結びつきやネットワークの強化に関する取組

(3) 圏域マネジメント能力の強化のための取組

①人材の育成

自主防災組織をリードする人材の育成に関する取組

②民間の専門人材の活用

市民協働やシティプロモーションの推進等のため外部民間人材の活用による専門的な知見の習得など職員の能力向上に関する取組

③その他

上記の他、圏域マネジメント能力の強化に関する取組

## 館山市・南房総市定住自立圏 形成協定書



館山市 マスコットキャラクター  
**ダッペイ**  
©studio crocodile・館山市



南房総市イメージキャラクター「みなたん」

館山市・南房総市

## 館山市・南房総市定住自立圏 形成協定書

館山市と南房総市は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、定住自立圏構想の推進に当たり必要な中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った館山市と当該宣言に賛同した南房総市が、連携と協力により、定住に必要な都市機能及び生活機能を高め、持続可能な社会基盤を築き、館山市及び南房総市の圏域（以下「圏域」という。）の活性化を図り、もって、館山市民及び南房総市民が将来にわたって安心して暮らし続けることができる、魅力のある圏域を形成することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 館山市及び南房総市は、前条に規定する目的を達成するため次条に規定する政策分野について、相互に役割を分担して連携を図るとともに、地域資源を有効活用し、取り組むものとする。

### (連携する政策分野及び取組の内容並びに役割分担)

第3条 館山市及び南房総市が相互に役割を分担して連携を図り取り組む政策分野及び取組の内容並びに役割分担は、別表のとおりとする。

### (執行に当たっての連携協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組の推進に当たり必要な費用は、定住自立圏構想の財政措置を基本とし、館山市及び南房総市が協議し当該費用を負担するものとする。

2 前項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに費用の負担については、その都度協議の上、別に定めるものとする。

### (協定の変更)

第5条 館山市及び南房総市は、この協定を変更しようとする場合は、協議してこれを定めるものとする。この場合において、館山市及び南房総市は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

### (協定の廃止)

第6条 館山市及び南房総市は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ

め議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、館山市及び南房総市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、館山市及び南房総市が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月3日

千葉県館山市北条1145番地の1

館山市

館山市長

金丸謙一

千葉県南房総市富浦町青木28番地

南房総市

南房総市長

石井裕

別表

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

①地域医療の維持・充実

|         |                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 圏域の医療体制の維持・充実を図るため、救急医療事業等を支援する。<br>また、看護師等の医療人材の育成・確保のための必要な取組を行う。 |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、地域医療体制の維持・充実に必要な事業及び支援を行う。                   |
| 南房総市の役割 | 館山市と連携し、地域医療体制の維持・充実に必要な事業及び支援を行う。                                  |

(2) 福祉

①子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実

|         |                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 官民連携により、保護者の子育てと就労の両立が図れる、子育てしやすい環境づくりを推進する。また、子どもの出生数の増に向けた取組を行う。<br>多様な障害者のニーズに対応した取組を行う。<br>高齢者福祉に必要となる介護人材の確保や高齢者等の移動困難者支援などの取組を行う。 |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域内の子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実に必要な事業及び支援を行う。                                                                          |
| 南房総市の役割 | 館山市と連携し、圏域内の子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実に必要な事業及び支援を行う。                                                                                         |

(3) 防災

①災害に強いまちづくりの推進

|         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 激甚化しつつある自然災害に対し、圏域市民等の被害を最小限にとどめる取組を行う。         |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、激甚化しつつある自然災害に対し必要な取組を行う。 |
| 南房総市の役割 | 館山市と連携し、激甚化しつつある自然災害に対し必要な取組を行う。                |

#### (4) 産業振興

##### ①農林水産業の振興

|         |                                                    |
|---------|----------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 圏域内の特色ある農林水産業の活性化に資する必要な取組を行う。                     |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域における農林水産業振興に必要な事業及び支援を行う。 |
| 南房総市の役割 | 館山市と連携し、圏域における農林水産業振興に必要な事業及び支援を行う。                |

##### ②商工業の振興

|         |                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 圏域内の商工業の活性化を図るため、商工会議所、商工会等の関係団体との連携により、販わいの創出、雇用促進、事業承継等のための取組を行う。 |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、起業・創業支援、雇用促進等、商工業の振興に必要な事業及び支援を行う。           |
| 南房総市の役割 | 館山市と連携し、起業・創業支援、雇用促進等、商工業の振興に必要な事業及び支援を行う。                          |

##### ③観光の振興

|         |                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 圏域内の自然・歴史・文化、産業等の地域資源を活かした広域観光を推進し、来訪者や交流人口を拡大するため、圏域の魅力の向上や圏域内外への情報発信等に必要な取組を行う。 |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、来訪者や交流人口の拡大のために必要な取組を行う。                                   |
| 南房総市の役割 | 館山市と連携し、来訪者や交流人口の拡大のために必要な取組を行う。                                                  |

#### (5) 環境

##### ①自然環境の保全・循環型社会の構築

|         |                                                |
|---------|------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 圏域内の豊かな自然環境を守っていくため、環境保全、循環型社会の構築のための取組を行う。    |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域内の環境保全等に必要な事業及び支援を行う。 |
| 南房総市の役割 | 館山市と連携し、圏域内の環境保全等に必要な事業及び支援を行う。                |

## (6) 教育

### ①教育の振興

|         |                                                                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 圏域の児童生徒一人ひとりの成長を支え可能性を伸ばすために、児童生徒が学びやすい環境づくりを推進する。<br>児童生徒を取り巻く問題に対応する機関の充実を図るとともに、対応する教職員の資質能力の向上を図る。<br>圏域の歴史・文化・自然等について、一層の理解を深めるため、生涯学習活動の振興・連携を図るとともに、スポーツの振興に努める。 |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域の教育の振興に必要な事業及び支援を行う。                                                                                                                           |
| 南房総市の役割 | 館山市と連携し、圏域の教育の振興に必要な事業及び支援を行う。                                                                                                                                          |

## 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

### (1) 交通

#### ①交通ネットワーク等の維持・整備

|         |                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 圏域内の交通ネットワークを維持・整備し、通学、通院、通勤等の交通手段を確保するため、交通事業者その他の関係機関と連携して、バス、鉄道等の公共交通の充実に向けた取組を行う。 |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域内の交通ネットワーク等の維持・整備に必要な事業及び支援を行う。                              |
| 南房総市の役割 | 館山市と連携し、圏域内の交通ネットワーク等の維持・整備に必要な事業及び支援を行う。                                             |

### (2) 道路

#### ①道路等の整備促進

|         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 館山市と南房総市をつなぐ幹線市道等の整備を行う。                        |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、館山市と南房総市をつなぐ幹線市道等の館山市域分について整備を行う。 |
| 南房総市の役割 | 館山市と南房総市をつなぐ幹線市道等の南房総市域分について整備を行う。              |

### (3) 移住・定住・交流

#### ①地域内外の住民との交流・移住定住の促進

|         |                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 圏域内の人口減少に歯止めをかけるため、圏域内への移住定住の促進、圏域内外との交流人口及びふるさと納税等による関係人口の拡大に向けた取組を行う。 |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、移住定住の促進、交流人口及び関係人口の拡大に必要な事業及び支援を行う。              |
| 南房総市の役割 | 館山市と連携し、移住定住の促進、交流人口及び関係人口の拡大に必要な事業及び支援を行う。                             |

### 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

#### (1) 圏域マネジメント能力の強化

##### ①圏域の人材及び職員の育成並びに民間の専門人材の活用

|         |                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 圏域のマネジメント能力の強化に向け、外部専門家の活用等を行う。<br>また、圏域市民の協働の促進、職員の資質向上等を図るための取組を行う。 |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、企画及び運営を行う。                                     |
| 南房総市の役割 | 館山市と連携し、企画及び運営を行う。                                                    |

##### ②圏域マネジメントの能力の強化に係る取組

|         |                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| 取組の内容   | 効率的な行政システム構築に向け、先進技術の導入や事務の共同処理化に努め、圏域市民の利便性向上と業務の効率化を図る。 |
| 館山市の役割  | 中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域市民の利便性向上と業務の効率化のために必要な取組を行う。     |
| 南房総市の役割 | 館山市と連携し、圏域市民の利便性の向上と業務の効率化のために必要な取組を行う。                   |

## (6) 定住自立圏構想推進要綱

### 定住自立圏構想推進要綱

平成20年12月26日（総行応第39号）制定  
平成24年9月18日（総行応第187号）一部改正  
平成25年3月29日（総行応第60号）一部改正  
平成26年3月31日（総行応第70号）一部改正  
平成28年9月23日（総行応第293号）一部改正  
平成29年10月5日（総行応第352号）一部改正  
平成30年9月3日（総行応239号）一部改正  
令和3年6月9日（総行応第109号）一部改正

#### 第1 趣旨

##### (1) 今後の我が国の人口の見込み等

我が国の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれている。「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計によれば、平成17年に約1億2,776万人であった総人口は、同年から平成47年までの30年間で約13%（約1,708万人）減少し、約1億1,068万人となる。また、平成17年までの30年間では、三大都市圏、地方圏とも人口が増加していたのに対し、同年以降の30年間では、三大都市圏の人口も約530万人減少し、地方圏の人口は約1,178万人という大幅な減少が見込まれる。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想される。同時に、少子化・高齢化が急速に進行し、平成17年から平成47年までの30年間で年少人口は約40%（約707万人）減少し、高齢者人口は約45%（約1,149万人）増加する。三大都市圏においても、団塊の世代の高齢化などに伴い、今後、急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していく。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居

住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。定住自立圏構想は、このような問題意識のもとに全国的な見地から推進していく施策である。

(2) 定住自立圏形成の目的

定住自立圏は、中心市と近隣市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

これらの取組により、地方への民間投資を促進し、内需を振興して地域経済を活性化させるとともに、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されている。

なお、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進する。

(3) 定住自立圏の中心市と近隣市町村との役割分担

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、近隣市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が、圏域全体のマネジメントを担うことが求められている。

一方、近隣市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化などの観点からの重要な役割が期待される。農山漁村では高齢者も現役として活動し、地域の担い手となっていること等を踏まえると、近隣地域の農山漁村はこれからの長寿社会において、高齢者の新しい生き方を提示する役割も

期待されている。

定住自立圏構想は、このような中心市の機能と近隣市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指している。

- (4) 高次の都市機能を有する都市等を中心市とする定住自立圏との連携  
複数の定住自立圏が、より広域的に連携していくことが期待される。

特に、人口20万ないし30万人程度以上の都市など、高次の都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏と基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏とが、情報・交通ネットワーク等も活用しながら、より高次の都市機能の確保や地域の経済基盤の強化へ向けて連携していくことも期待される。

また、同程度の規模の都市を中心市とする定住自立圏同士が、それぞれの異なる特色を活かしながら、相互に連携していくことなども期待される。

## 第2 この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成27年10月1日現在の数値（平成27年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあつては、合併関係市町村における平成27年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、「常住地による従業・通学市区町村、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数」中「総数」のうち「15歳以上就業者」及び「15歳以上通学者」の合計から自宅において従業する者の数を控除して得た数値をいう。

## 第3 中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

- ① 人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えていること。）。
- ② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
  - ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。

イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市（当該合併が行われた日から起算して10年を経過していないものに限る。）にあつては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第4（5）及び第5（4）に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。

③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。

イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市であつて三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。

この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあつては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

#### 第4 中心市宣言

##### （1）中心市宣言の定義

中心市宣言は、近隣にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、（2）に規定する事項を記載した書面（以下「中心市宣言書」という。）を作成し、公表することをいう。

##### （2）中心市宣言書に記載する事項

中心市宣言書においては、中心市がその近隣にある市町村を含めた地域に居住する住民の生活機能を確保し、地域の魅力を向上させていくという観点

から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、中心市は、中心市宣言書を作成するに当たって、その近隣にある市町村であって、当該中心市と連携する意思を有するものの意向に十分配慮するものとする。

- ① 近隣にある市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況及び近隣にある市町村の住民による当該機能の利用状況等
- ③ ②に掲げる都市機能等を活用して、近隣にある市町村と連携することを想定する取組
- ④ 当該中心市に対して従業員又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が0.1以上である市町村の名称
- ⑤ ④のほか当該中心市の近隣にあって、当該中心市と人口定住のために連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

(3) 中心市宣言書の変更又は取消し

中心市は、都市機能の集積状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、中心市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。

(4) 中心市宣言書の公表

中心市は、(1)の規定により中心市宣言書を作成したとき又は(3)の規定により中心市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

(5) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第3②イに該当する中心市のうち、市町村の合併の結果、当該市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しないこととなったもの等広域的な市町村の合併を経たものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして中心市宣言書の作成、変更又は取消しを行い、公表することができる。

## 第5 定住自立圏形成協定

### (1) 定住自立圏形成協定の定義

定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った1の中心市（以下「宣言中心市」という。）と、その近隣にある1の市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、(2)に規定する事項について定める協定であって、それぞれの市町村において、その締結又は変更に当たって、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいう。

この場合において、近隣にある市町村であって、定住自立圏形成協定を締結するものは、宣言中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとし、宣言中心市に対する通勤通学割合が0.1以上であること等の要素も考慮して、関係市町村において、これに該当するか否かを自主的に判断するものとする。

### (2) 定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその近隣にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能確保するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

#### ① 市町村の名称

定住自立圏形成協定を締結する宣言中心市及びその近隣にある1の市町村の名称を規定するものとする。

#### ② 目的

「集約とネットワーク」の観点から、宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、定住自立圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

#### ③ 基本方針

宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が、④に規定する事項を中心とする政策分野において行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

#### ④ 連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその近隣にある市町村において、定住自立圏全体

の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化、ウ 圏域マネジメント能力の強化、の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

#### ア 生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来から広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

##### a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、I C Tを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

##### b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

##### c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

##### d 土地利用

都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

e 産業振興

担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興や、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出その他の自立のための経済基盤の確立等に向けた連携

f 環境

圏域全体でのごみの減量や資源化の推進に向けた実証や啓発に関する事業、小水力や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用、森林吸収源対策の着実な実施等、CO<sub>2</sub>吸収に向けた取組の推進や水源涵養機能の維持等に向けた連携

g 防災

圏域全体で災害対策を推進するための広域的な医療搬送、物資の供給、避難及び帰宅困難者への情報提供等に向けた連携

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活発化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にするICTインフラの整備等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備

地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備や生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場産品の

販売その他の地産地消を進めていく取組等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

三大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携

f a から e までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野のうち1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 宣言中心市等における人材の育成

b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

c 圏域内市町村の職員等の交流

d a から c までに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

⑤ ④の執行等に係る基本的事項

定住自立圏形成協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置（地方自治法第252条の7等）や事務の委託（同法第252条の14等）等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、定住自立圏形成協定においても、事務の執行に係る基本的事項について規定しておくことが望ましい。

⑥ 定住自立圏形成協定の期間及び廃止の手続き

定住自立圏形成協定の期間は、宣言中心市とその近隣にある市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、定住自立圏形成協定の一方の当事者である市町村から、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て廃止を求める旨の通告があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定期間の経過後に廃止される旨を規定するものとする。この場合

において、当該通告後、当該協定が廃止されるまでの期間は、原則として2年間とし、この旨をあらかじめ当該協定に規定するものとする。

(3) 定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項

- ① 定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。
- ② 定住自立圏形成協定は、宣言中心市とその近隣にある1の市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言中心市が1以上の近隣にある市町村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結することにより、第6(1)に規定する定住自立圏が形成されることとなる。このため、他の近隣にある市町村との定住自立圏形成協定との整合性を図り、地域全体が活性化するように十分配慮する必要がある。
- ③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、定住自立圏形成協定の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。
- ④ 定住自立圏形成協定の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。
- ⑤ 定住自立圏形成協定は、宣言中心市と当該宣言中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣にある市町村により締結することができることに留意する必要がある。
- ⑥ 異なる分野における役割分担を行うため、近隣にある市町村が2以上の宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結することができることに留意する必要がある。

(4) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4(5)の規定により中心市宣言を行った宣言中心市については、定住自立圏形成協定に代えて、当該宣言中心市の区域の全部を対象として、(2)①から④までに規定する事項について定めた定住自立圏形成方針を、地方自

治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを定住自立圏形成協定における宣言中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

(5) 定住自立圏形成協定等の公表

宣言中心市及びその近隣にある市町村は、定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針（以下「定住自立圏形成協定等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

## 第6 定住自立圏共生ビジョン

(1) 定住自立圏の定義

定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び近隣にある市町村（以下「近隣市町村」という。ただし、関係市町村の判断により、「連携市町村」、「構成市町村」又は「周辺市町村」と呼称することも差し支えない。）の区域の全部

② 定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部

(2) 定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として（3）に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更にあたって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場（以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① 定住自立圏及び市町村の名称

定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

② 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における将来推計人口（平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの（福島県内の市町村にあっては、これに準ずる方法により推計したもの）に基づくものに限る。）、行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、定住自立圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。また、定住自立圏を形成する市町村における行政需要や経営資源についての客観的・中長期的な将来推計についても含むことが望ましい。

③ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各定住自立圏形成協定等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各定住自立圏形成協定等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあつては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④ 定住自立圏共生ビジョンの期間

定住自立圏共生ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。なお、定住自立圏共生ビジョンの期間が満了する際は、⑤で定める成果指標（KPI:Key Performance Indicator）等の達成状況等を踏まえて次期の定住自立圏共生ビジョンを策定するものとする。

⑤ 成果指標

定住自立圏共生ビジョンに記載する具体的取組に関しては、明確な成果指標を設定し、進捗管理を行うものとする。

（４）圏域共生ビジョン懇談会の構成員等

圏域共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は

変更にあたって関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者を含めることが望ましい。

圏域共生ビジョン懇談会における定住自立圏共生ビジョンの検討にあたっては、具体的取組に関する成果指標等の達成状況等を考慮するものとする。

(5) 定住自立圏共生ビジョンに関する近隣市町村との協議

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更にあたって、各近隣市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

(6) 定住自立圏共生ビジョンの写しの近隣市町村への送付及び公表

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに近隣市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

(7) 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンに関し意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設けるものとする。

(8) その他

近隣市町村は、定住自立圏共生ビジョンの実現を通じた圏域としての取組の深化に向けて、宣言中心市とともに主体的・積極的に圏域施策に参画し、圏域全体のネットワーク強化に努めるものとする。

## 第7 中心市に係る特例

隣接する2つの市(各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。)の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合において、第4(1)から(4)までに規定する中心市宣言書、第5(1)から(3)まで及び(5)に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・

通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心市とみなすことができる。

## **第8 中心市宣言書等の写しの送付**

### **(1) 中心市宣言書の写しの送付**

宣言中心市は、第4(4)の規定による中心市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言中心市の属する都道府県及び第4(2)④及び⑤の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

### **(2) 定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付**

宣言中心市は、第5(5)の規定による定住自立圏形成協定等又は第6(6)の規定による定住自立圏共生ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを当該宣言中心市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

近隣市町村は、第5(5)の規定による定住自立圏形成協定に関する公表を行ったとき又は第6(6)の規定による宣言中心市からの定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを当該近隣市町村の属する都道府県に送付するものとする。

### **(3) 総務省による送付**

総務省は、(1)及び(2)の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

## **第9 市町村に対する助言及び支援**

### **(1) 都道府県による助言及び支援**

都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものと

する。

**(2) 総務省による助言及び支援**

総務省は、中心市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、宣言中心市から第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言中心市及び近隣市町村が締結、策定又は変更した定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンであって、第8（2）の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

**第10 その他**

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

**附 則**

**第1 施行期日**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、先行実施団体として総務省が別に通知で定める市町村及びその近隣にあつて当該市町村と人口定住のために連携する意思を有する市町村においては、平成21年1月1日から、この要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

**第2 中心市の要件、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する特別の助言**

当分の間、総務省は、本則第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合において、当該送付を行った市が本則第3に規定する要件を満たさないとき、本則第5（2）に規定する事項が定住自立圏形成協定等に記載されていないとき等この要綱に基づく定住自立圏と明らかに異なる取組が行われ

ているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

#### 附 則

##### 第 1 施行期日

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

##### 第 2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている市については、平成 27 年 9 月 30 日までの間（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体にあつては、当分の間）、中心市宣言を行うことができる。

##### 第 3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定、附則第 2 の規定又はこの要綱による改正後の定住自立圏構想推進要綱本則第 3 ②イの規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

#### 附 則

##### 第 1 施行期日

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

##### 第 1 施行期日

この要綱は、平成 28 年 9 月 23 日から施行する。

#### 附 則

##### 第 1 施行期日

この要綱は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。

##### 第 2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成

に関する法律（平成２３年法律第４０号）第２条第２項に規定する特定被災  
地方公共団体については、当分の間、中心市宣言を行うことができる。

**第３ 中心市宣言済の団体に係る取扱い**

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定又は附則第２の規  
定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住  
自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができ  
る。

**附 則**

**第１ 施行期日**

この要綱は、平成３０年９月３日から施行する。

**附 則**

**第１ 施行期日**

この要綱は、令和３年６月９日から施行する。





館山市



南房総市

## **館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン**

令和4年9月策定

令和7年3月改訂

〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1

館山市総合政策部企画課

TEL : 0470-22-3163 FAX : 0470-23-3115